

決算特別委員会記録

開会年月日	平成 26 年 9 月 19 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉会時刻	午後 4 時 10 分
出席委員名	◎浜口和久 ○上田修一 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	世古 明 福井輝夫 辻 孝記 品川幸久 西山則夫
	杉村定男 山本正一 中村豊治
	世古口新吾 議長
欠席委員名	
署名者	北村 勝 楠木宏彦
担当書記	伊藤 亨
協議案件	「議案第 65 号 平成 25 年度決算認定について」外 4 件一括
説明者	市長、副市長、総務部長ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前10時、浜口委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第65号平成25年度決算認定について外4件一括」を議題とし、議案第65号の歳入款1市税から審査に入り、歳出款2総務費、項1総務管理費まで審査を終わり、諮ったところ本日はこの程度で散会し、22日午前10時から継続会議を開くことを決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後4時10分に散会した。

(散会 午後4時10分)

開議 午前10時00分

◎浜口和久委員長

ただいまから決算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、北村委員、楠木委員の御両名にお願いをいたします。

それでは、「議案第65号平成25年度決算認定について」外4件を一括議題といたします。審査の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

審査につきましては、議案第65号から順次審査を行い、審査を終了した後、5件一括に対する討論を行い、続いて採決を行う形で進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、議員間の自由討議につきましては、審査の中で討議をすべきことがあれば委員から申し出をいただき、それを皆様にお諮りいたしまして行いたいと思います。

また、一般会計、特別会計、企業会計及び全会計の審査終了後に、皆様に自由討議の実施についてお諮りしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

審査前に委員委員長からお願いをさせていただきます。審査に当たりましては、平成25年度の決算に対する質疑にとどめていただき、起立のうえ発言していただきますようお願いいたします。また、数字のみを確認する質疑、要望事項、他の委員の質疑と重複する質

疑は避けていただき、関連質疑がある場合は重複を避け、要領よくお願いをいたします。

なお、質疑は一問一答方式で行い、簡潔にお願いいたします。

続きまして、当局説明員の皆様に申し上げます。

当局の説明員の方におかれましては、発言の際、挙手のうえ大きな声ではっきりと、みずからの職名を告げていただきますようお願い申し上げます。

また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁につきましても要領よく簡潔に願いまして、審査の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、効率よく進めたいと思いますので、委員並びに当局の皆様方の格別の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

それでは、5件一括の議案中、まず、「議案第65号平成25年度決算認定について」から御審査願うことといたします。事項別明細書により、一般会計の歳入から審査に入ります。

【款1市税】 款一括

○中村豊治委員

おはようございます。市税一括について質問をさせていただきたいと思います。

平成25年度の決算内容につきましては、本会議の一般質問で若干ふれさせていただいたんですけども、財政指標等々については数字的にも大変満足できる決算結果であると、こういう具合に評価をさせていただきました。特に、財政調整基金を取り崩すことなく執行できたことについては評価させていただきたいと、このような一般質問をさせていただきました。

そこで、はじめにこの市税の収入状況について少し確認をさせていただきますと、平成22年度から、収入済額については158億程度から本年度、25年度について168億ということで、10億程度、4年間で伸ばしておるわけですね。特にこの収入率につきましても、88.7%から90.8%と、2.1ポイント、この率についても右肩上がりの状態で、収入状況についてはですね一応、大変、10億以上の効果があったと、こういう具合に見ておるわけがあります。

特にその中でも、市民税につきましても大幅な伸びが出てきておると。特に、平成22年から69.1億とか、それから、本年度が74.6億ということで、大変な伸びが出ておるわけがあります。

しかしながら、残念なことにたばこ消費税についてはこれも大きく伸びておる、こういうような実態ですね。これは、遷宮等の影響であるのではないかというふうに思うんですけども、そういうことも含めて、たばこ消費税については伸びておるとこういうようなことが実態だろうという具合に思います。

そこで、この決算書等々を見てもみますと、特にこの取組状況といたしましては、長期それから高額等滞納者に対して、職員さんの粘り強い交渉と管理回収機構への引継ぎ等を行ったということで、このことが結果として、こういうぐあいにつながっていると、こういうように総括されておるわけですが、特に私は、徴収嘱託職員この方につきましても戸別訪問で大変この納入指導されて、徴収、自主納付の推進に努めておると、このよう

に私自身も思っておるんですけども、平成22年度からこの4年間、ずうっと右肩上がり
で伸びてきておるんですけども、この実態をどのような形で評価をされておるのか、
まず初めに、ここの内容について御答弁いただきたいというふうに思います。

●藤井収税課長

収入未済額を減らすための努力ということで、お答えをさせていただきたいと思
います。

収入未済額を減らすために、まず納期限までに納付いただけない場合につきましては、
督促状、催告状の送付のほか、近年につきましては預貯金、生命保険だけではなく給与、
年金、賃料等の継続債権を中心に財産調査の強化をさせていただき、納付意思がない方
につきましては滞納処分の強化を図っておるところでございます。以上でございます。

○中村豊治委員

未済額についての努力を今御答弁いただいたんですけども、実際に大変厳しい状況
の中で、10億伸ばしたことについては評価させていただいたんですけども、特に職員さん
のいろんな努力、さらには徴収嘱託事務員、この努力。この努力についてもこのよう
な形があらわれた結果だというように思うんですけども、特に一元化の問題も含めて、
現在の嘱託職員、11名だと思んですけども、11名の方が大変日夜努力されておると、
このようにことも含めて、この収納率にどれだけの人が努力されておるのか、効果
があるのか、この点少し具体的にもしわかれば教えていただきたいというふうに思
います。

●藤井収税課長

徴収嘱託職員の一元化につきましては、昨年度は一時的に収税課のほうへ配置して、
情報共有、相互協力の中で取り組んできたわけでございます。本格的な一元化という
ことは今年度4月から取り組みをさせていただいておるところでございます。

実績でございますが、昨年8月現在でございますと、徴收件数、訪問件数につ
きまして1万5,677件、金額で2,890万円を徴収させていただいたわけ
でございますが、今年度、一元化ということになりまして、訪問、実績件数につ
きましては約5,000件減少をさせていただいておる中で、徴収額につ
きましては約86万円増額をさせていただいておりますので、
効率的な訪問徴収をしていただいているのではないかと考えております。

あと、先ほど中村議員さんから、管理回収機構への移管というお話もござ
いましたので、ここで、あわせて御報告をさせていただきたいと思
います。管理回収機構につきましては、2年周期で2年おきに機構のほうへ職員
を派遣させていただいておるわけでございますが、近年でござ
いますと、24年、25年度の2カ年、機構のほうへ職員を派遣
させていただいております。ちなみに25年度の移管額でござ
いますと2億733万6,627円を移管させていただ
いたんですけども、そのうち徴収額につきましては8,444万33円、
徴収率につきましては40.7%の徴収をしていただいております。

なお、25年度移管分については2年間徴収していただくということになり
ますので、今年度、26年度についてもその分については現在徴収を
させていただいておるところでございます。以上でございます。

○中村豊治委員

御丁寧に答弁いただいたんですけれども、この嘱託職員さんの一元化については、平成25年度から正規の状態ですとスタートしたと。それまでは6名か7名だったと思うんですけども、その内容でずうっと努力をしていただいております。後半でのべられた、その80万とかです50何件とか、ちょっと数字がわからないんですけれども、そこね。それはどういう数字なんですか。ちょっとお示してください。

●藤井収税課長

従来は4名の職員で、市民税の三税のみの徴収でございましたんですが、本格的にこの4月から国保、介護保険等々の徴収もさせていただいた中で、市民税の徴収については86万増額をしたという状況でございます。以上でございます。

○中村豊治委員

わかりました。とりわけですね、やっぱりこの徴収嘱託の職員の戸別訪問等々で、これからまたいろんな形でこの効果が上がってくるというぐあいに期待はさせていただいておりますけれども、これ監査委員の報告の中にもありましたように、さらに税負担の公平性の問題からですね、まだまだ努力をしていただきたいと、こういうような評価内容が上がっておりますので、また、ぜひそういう形で積極的に取り組んでいただきたいと、こういうように思います。

それから今お答えいただいた管理回収機構の問題については、今そういうような形で理解をさせていただきました。

それともう1点は、この債権回収対策室についての取り組みということで、これにつきましては平成23年7月から、この債権回収対策室がスタートしたわけです。当時いろいろ総務政策委員会でも議論をいたしまして、あれからもう3年が経過をしてきたわけですが、特に、この業務内容といたしましてはこの報告書の中にも書いてありますように、各所管課から出た滞納者をまとめて債権回収対策室より催告状を出して、それから納付交渉や滞納処分を執行しておるといふふうにかかれておるんですけれども、そこでお尋ねさせていただきたいのは、滞納処分の一元化によりまして納付件数の率やそれから納付金額の率が向上してきておるわけですけれども、この点どのような分析をされておるのか少しお聞かせいただきたいと思います。

●中村債権回収対策室長

まず、私どもの実績のほうを先に報告させていただきます。

23年、24年、25年度の3年間ですけれども、移管といたしまして199件、金額にいたしまして7,160万2,482円の移管を受けました。その中で徴収させていただいたのが、この8月末現在ですけれども、金額といたしまして2,726万4,867円の徴収をさせていただきました。それとは別に、私どもに移管する前に移管の最終催告ということで、各公課の担当課で催告書というのを送っていただいておりますけれども、その公課についても約3年間で3,100万程度の徴収をさせていただいております。

滞納処分の一元化ということで私ども設置したわけですが、現年度についても各公課と連携をしながら初期の対応等を進めさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○中村豊治委員

3年間の取り組み等について今御披露いただいたんですけれども、3年たちまして、債権回収対策室が3年を経過したわけですが、当時、大変重い仕事だなあとか、いろんなそういう感想があったと思うんですけれども、この3年たちまして、やっぱり特にその、課長さんも多分3人変わられたと思うんですけれども、こうしたいとかですね、こうすればいいんやとか、これからこうしていきたいんやと、こういうようなものはやっぱりあるんやないかと思うんですよ、債権回収対策室を担当されて。この点ありましたらちょっと御披露いただきたいと思うんですけれども。

●中村債権回収対策室長

私自身は2年目なんですけれども、3年間の移管を受けて1番感じているところは、私どもの移管の基準というのは、先ほど言いました三重地方税管理回収機構を見本に移管の基準を定めさせていただきました。実際は、移管を受けた債権を徴収ということをさせていただいておるんですけれども、当然滞納されておる方々っていうのは、市税を滞納されとったりとか、その他の公課を滞納されとったりとか、また保険料については特に毎年賦課されますので、現年度も未納という方がみえます。

基本的な考えとしては、移管された債権を徴収ということを第一に考えておりますけれども、やはりその滞納されている方の市への徴収金を一体的に、総合的にやっぱり折衝といいますか相談させていただいて、個々の債権を扱うのではなくて、その方々の徴収金全体を、市税を含めて対応していくべきじゃないかなというふうには考えております。そのことによって最終的には、その方が大多数の方のように納期内納付をしていただくというような指導もさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村豊治委員

大変よく理解させていただきました。特に、市税の徴収状況につきましては冒頭申し上げましたように、大変、右肩上がりの状況で伸びてきておるわけでありまして。今、言われましたように、収税、課税、それから債権回収対策を含めてまたいま一度、努力をさせていただいて、市民の期待にこたえるようお願いさせていただいて終わりたいと思います。

◎浜口和久委員長

他に、御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

おはようございます。私もこの市税のところで、先ほど中村委員から総括的にお話をされたんですが、市税の収納状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど全体では90.8%という御案内があったわけですが、前年度と比べると0.9%、昨年が0.7%の伸びであったので、徐々に伸びておると、これは私も評価をしております。繰り越し分についても、23年度は16.5%、昨年が21%、今年度が24.2%と、こちらも伸びております。

昨年の決算のときに私、今の副市長に答弁をもらったんですけど、現年度についてはコンビニ収納、それから口座振替、また納めていただかなかった税については臨戸徴収、不動産のインターネット公売、財産調査の強化による銀行預貯金の差押えが成果を上げてきたというふうな答弁をいただいています。結果が出とるんやなというふうに理解をしております。本当によく頑張っていると言いたいんですけど、収入済額が168億3,100万4,929円、収入未済が15億8,026万385円、不納欠損額が1億2,403万5,275円、昨年は不納欠損は1億3万4,484円の不納欠損と、この数字を見るとね、なかなか手放しで、ああ頑張った、よかったねというふうな答えにはならないので、その点をちょっと、どういうふうに考えておるかお答えをください。

●藤井収税課長

私どもにつきましてはまず、納税義務者の方に資力があるかないか、それをまず確認させていただくことが必要かと思っておりますので、財産調査、それから実態調査を徹底してさせていただいて、財産があって納付意思のない方については滞納処分、差押えをさせていただいておるわけですが、資力のない方につきましては、本来は一括納付ではございますが、状況も確認しながら相談させていただき、分納ということで指導させていただいておるところでございます。以上でございます。

○品川幸久委員

昨年の決算の中では、今、押さえることの話が出ましたので、不動産の公売が1件あったと。それに対して入札者がいなかったということなんですけど、今年度の状況をちょっと教えていただきたいと思えます。

●藤井収税課長

インターネット公売の実績でございます。昨年度は不動産について3件のインターネット公売を実施させていただきました。まず、1件につきましては、平成24年度に公売をした物件が不調ということでございましたので、再公売をさせていただきましたが、結果は今回も不調となりましたが、残りの2件のうち1件は落札をされ、売却代金約422万円でございますが滞納市税に充当させていただいたところでございます。

なお、残りの1件につきましては、インターネット公売の準備を進めておったわけですが、滞納者が途中で完納していただいたということで公売中止となってしまいました。以上でございます。

○品川幸久委員

わかりました。そういうことをすることによってね、やっぱり売られる前にお金を払っていただけるということも出てくるし、大事なことやと思えます。そのときにですね、今

の委員長の質問だったんですけど、自動車の公売についてもという、よその県がやっとなんで、市がやっておるんで、それについても非常に前向きな御答弁をいただいて、私どものほうも考えたいというふうなことを言われたんですけど、その結果はどうなっていますか。

●藤井収税課長

自動車のインターネット公売の件につきましては、昨年度の決算議会でも御指摘をいただいております。ただ、インターネット公売の開始はさせていただく必要があるということで私ども十分認識はさせていただいておるわけですが、公売をするにあたっては保管場所の問題、管理方法、入札希望者のための閲覧会の対応等々につきまして、もう少しお時間をいただいて、先進市町村の対応等も勉強させていただきながら、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○品川幸久委員

ありがとうございます。他市の状況を見てね、しっかりと取り組んでいただければありがたいなと思います。先ほども、回収機構のほうについてのお話がありました。三重県地方税管理回収機構ですか、先ほど言われたように、移管額、徴収額、徴収率40.7%ということもお聞きいたしました。これについて、負担金がありまして、1件毎14万でしたか。それと均等割が10万、それと上がった金額の10%を払うということで徴収実績割として667万円ということで、掛ける10分の9ですか、それは入ったということで非常にいいことやと思います。

先ほどの説明でも、24年、25年ですか、2人の方がということでね、これも他市を回るということでね。伊勢市の人が伊勢市を回るんじゃないかと、他市の人が伊勢市を回るというようなことで、これも非常にいいことなかなと思います。

もう一つは、三重県の税収確保課のほうで引き継ぎ額が1億3,229万3,550円、徴収額が1億556万7,739円、徴収率が79.8%。非常に高い。これは県税と一緒に回られるというようなこともお聞きをしております。これについては、県のほうで勉強された方が戻られて、その勉強成果のもとに市でも回られるということで非常にこれ大事なことやと思うんで、特に、こちらのほうでどんどん利用して進めていってほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

●藤井収税課長

三重県税収確保課につきましては、平成25年度から、はじめて1人派遣させていただきました。今、議員仰せのとおり、大変私どもについては効果があったかと思っておりますし、また、その職員がこちらへ戻ってきまして、そのノウハウを生かしながら今頑張っておる状況でございますので、引き続きまして他市の状況も確認しながら、できれば派遣をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○品川幸久委員

ありがとうございます。派遣された方が全員になってね、皆がそのノウハウを共有しな

がら伊勢市で全部できるようなことになれば、非常にいいのかなと思います。特に、税金の話なんで公平性の面からも、先ほど言われた滞納者の資力というか実態調査、原因分析をしっかりと粘り強く交渉していただきたいと思います。ありがとうございました。

◎浜口和久委員長

他に、御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ただいま品川委員から不納欠損につきまして質問があったわけですが、少しだけお聞かせをいただきたいと思います。

不納欠損の中で固定資産税が6,426万3,876円、それから都市計画税が1,145万8,771円とその中でも大きなウェートを占めておるんですが、ここに至るまでで何らかの対応ができなかったのかどうなのか、その辺の分析はどのようにされとるんかお聞かせいただきたいということと、特に現年度分におきましても額は少ないんですけども不納欠損という形で上がっております。その辺の状況も少しお聞かせをいただきたいと思います。

●藤井収税課長

まず、固定資産税の不納の件でございますが、固定資産税につきましては、都市計画税もそうなんですけども、前年の所得に関係なしに財産のあるなしによって賦課されるものでございますので、家を建てられるときに皆様抵当に入っておりますことから、私どもといたしましては差押え等々もさせていただいても結局配当がないというような状況でございますので、納税義務者とも十分相談をさせていただきながら、他に財産がないかも確認をさせていただき、最終的には財産もないという状況でございましたら分納という形で、現在、徴収をさせていただいております。

あともう1点、現年の不納欠損の件で御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。従前でございますと現年の欠損というのはやってございませんでした。滞納繰越分のみ処分停止をしておりましたんですが、現年課税分の収入未済額が結果として滞納繰越分につながりますことから、収入未済額の圧縮に向けまして、昨年度25年度から処分停止の事務の見直しを私ども図りまして、現年課税分であっても徴収することができないことが明らかということが判明した時点で滞納処分の停止を行った後、直ちに不納欠損処分を行ったところでございます。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。不納欠損につきましては以上でございます。

1件ですね、せんだって公金の横領の関係がございましたんですが、少しだけお聞かせいただきたいと思います。23年6月から25年8月にかけて、市民税であるとか固定資産税に関しまして、そういう事件があったわけですが、その被害のあった200何十万

かですね、この決算上どのような処理をされておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

●藤井収税課長

納税義務者の方、それから元職員にヒアリング、それから内部調査をさせていただき、すべて弁済をさせていただいておりますので、5月末時点で収入ということの取り扱いをさせていただいたところでございます。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。収入済額に計上されておるということでよろしいですね。

今回の事件に関しまして、1人の職員の行為によって、職員の皆さん、また特に徴収に携わっていただいております皆さんには大変な思いをされておられるのかなというふうに思います。市民に対しましては丁寧に説明もいただいて、理解をいただけるようにしていただきたいと思うんですが、監査委員さんの意見書にも結びにありましたように、信頼回復ができるように再発防止に向けてマニュアル等作成をして、部内統制の強化を図れというような文言もあったんですが、それに対しまして今現在どのような対応をされておられるのか、その点だけお聞かせください。

●藤井収税課長

訪問徴収につきましては、基本的に私ども2人体制で行っておるわけですが、訪問徴収の前後には必ず課長、係長の報告を徹底させるなど、また、こちらへ戻ってきたら複数的人数で確認をして、その後、対応させていただいておりますが、公金等取り扱いマニュアルも今作成をさせていただき、適正かつ明確な仕組みにより現在対応させていただいております。よろしく申し上げます。

◎浜口和久委員長

他に、御発言はございませんか。

杉村委員。

○杉村定男委員

私も市民税の収入未済額についてお聞きしたいと思います。この収入未済額の中で、特別徴収分も含まれているのかどうか。もしあればですね、その件数と金額をお示しいただきたいと思います。

●藤井収税課長

特別徴収分の未済額もこの中に含まれております。件数でございますが、現年分で77件、金額で484万1,344円、滞納繰越分でございますが66件、2,655万9,297円です。ちなみに、不納欠損につきましては7件、18万5,777円でございます。以上でございます。

○杉村定男委員

ありがとうございます。かなりの件数があることを確認させていただきました。特別徴

収につきましては会社、義務者が社員から徴収して納入するというので、未納になることはあってはならないと思うんですが、税の公平性から考えまして、今後どのように対応されていくのかお教えいただきたいと思います。

●藤井収税課長

ただいま議員仰せのとおり、特別徴収につきましては所得者の市民税を事業者の皆さんが給与から天引きをされて納付いただくものでございまして、いわば従業員からの預かり金的なものであるかと思えます。私ども、これを滞納することはほかの滞納とは異なりまして、今後厳しく徴収する必要があると認識をしております。原因はいろいろ、うちのほうも調査をさせていただいておるんですが、事業不振というのがほとんどでございまして、いずれにしても私どもは早期の対応が必要かと思えますので、そのような形で課が一丸となってそのような対応を取り組んでまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

少し角度を変えて御質問を申し上げたいと思うんですが、実は昨年度25年度は20年に1度の式年遷宮がございまして、無事終了してきたと思うんですが、これまでずっと市としてもこの式年遷宮に向けてあらゆる面からいろんな計画なり事業を遂行してきた。協力も含めて遂行されてきたというふうに思っております。

それで、公式発表的には1,400万人を超える参拝者、観光客も含めてお越しをいただいたということになってるんです。これはいろいろ議論が分かれるところで、1,400万人がどうこうということがあると思うんですが、これはまあ少し横に置かせていただきますが、市としてですね、この25年度の式年遷宮、1年だけでは難しいかもわかりませんが、経済的効果というのはどのように把握されて、どのぐらいの規模なのか、少しまとめてあればお答えをいただきたいと思えます。

●石田課税課長

収入のところでございますので、市税において御質問の遷宮効果というふうなところで考えてみますと、なかなか細かな分析ということは難しいんですけども、遷宮がございましたのが25年の10月ということで、法人市民税のこれまでの推移を見てみますと、法人市民税のそれぞれの法人ごとに事業年度がございまして、その事業年度終了後2カ月後もしくは3カ月後に申告納付という形で市民税の納付がございまして、そういうところで見させていただきますと、平成26年度になりましてからの話ですが、平成26年度4月から8月までの累計の金額と、25年の同じ時期の累計金額とを比べてみますと約1億5,300万円ほど収入が伸びております。

去年の24年度と25年度の年間の現年度の調定金額を比べてみますと1年間で約5,500万

ほどの伸びでございますので、そういったところから25年度の遷宮効果があらわれるのは、法人市民税におきましてはこの26年度に期待ができるのではないかというふうに考えております。以上です。

○西山則夫委員

法人市民税にとってだけで回答されたんですが、やはり全体的にですね、この白石持ち行事に対して市民の方も参画をいたしましたし、いろんなところで、そこに法人市民税にとられない税収効果というのもあるかと思うんですよね。やはり先ほど課長言われたように、26年度と25年度あるいは24年度の比較をしてそういった効果、そうするとただ単なる1億円増のほうが見込まれるということなんですけども、全体的に見てね、いろんなあらゆる分野のほうから、市の歳入に関して全体的にどのぐらいの効果があったというのはまだ把握をされてないのかどうか。やはりそういったことをもって、私どもよそへ行くとですね、1,400万人の皆さんがお越しいただいて、随分伊勢市はもうけたんやろなという声を聞かされるんで、実は1,400万人というのは莫大な数字で、宿泊客も含めてですね、土産の関係もそれもすべて法人市民税にかかわってくるのかもわかりませんが、やはりそういった、どのぐらいの本当に効果があったのか、経済的効果があったのかというのはやはり明らかにしながらですね、今度、例えば27年度の歳入に向けてどういった見通しを立てていくのかね、きちっとしたデータの的なものを持っていかないと、ただ一過性のもので終わって、ああもう終わりましたよっていうだけではよろしくないかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうかね。

●石田課税課長

課税課におきましてはやはり市税における分析ということになってしまいうんですけれども、実は法人市民税の調定の内訳といたしまして業種別に推移をしているというものも持っておりますが、先ほど申し上げましたように、実際25年度に行われました遷宮の効果というものがあらわれるのは26年度になるのかなというふうに思いますので、この26年度の調定の推移につきまして、業種別にですね、先ほどおっしゃられましたように商業関係であるとか製造関係であるとか運輸関係であるとか、そういった業種別の分析はしてございますので、今後26年度におきましてそのような効果を把握していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○西山則夫委員

はい、ありがとうございます。ぜひそういったことを含めて、全体的な業種別、いろんな分野からあると思うんですね。だからそういったことを積み重ねて行って、今、市が言っていますように、20年先のところへ、やはり今までの例でいきますと右肩下がりの参拝客、観光客というのがこれ通年の流れなんですけども、それを何とか抑えようとして今努力をされていると思うんですけども、やはりそういった税の面から見てどのような傾向になっていくかということもやはり検討に加えていかないと、ただ観光戦略を打つだけではいけないし、そういった市内の業者の皆さん、あるいは商売をやってみえる方あるいは企業を含めて、どういった税のあり方がでてくるのかということも見ておかないと、ただ、

宣伝を打ちましただけではいけないと思いますので、ぜひね、今回の、20年に一度ですから、めったにそういうケースがないと思うんで、そういったことも、前回の61回も含めて調査をしながら対策をたてていくということも大事だろうというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺検討いただいて、あるいは研究していただいて、今後の歳入についての参考にしていただければということで質問させていただきました。終わります。

【款2 地方譲与税】 発言なし

【款3 利子割交付金】 発言なし

【款4 配当割交付金】 発言なし

【款5 株式等譲渡所得割交付金】 発言なし

【款6 地方消費税交付金】 発言なし

【款7 ゴルフ場利用税交付金】 発言なし

【款8 自動車取得税交付金】 発言なし

【款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】 発言なし

【款10 地方特例交付金】 発言なし

【款11 地方交付税】 発言なし

【款12 交通安全対策特別交付金】 発言なし

【款13 分担金及び負担金】

○品川幸久委員

毎回ここで聞かせていただいておりますが、民生費の負担金のところの保育園のところをちょっと聞かせていただきたいと思います。昨年の決算も予算もずうっと聞かせていただいておりますけど、今回は調定額が6億363万1,570円、収入済額が5億6,498万6,956円、収入未済額が3,575万1,774円、不納欠損が289万2,840円となっています。収入未済については、単年度は前のときの17年、16年というようなところから急にふえた。それが急に700万ぐらいまで上がってしまったんですね。それから、平成19年が900万、20年には1,300万、21年には1,100万、22年が826万、23年が807万、24年が765万というてちょっと下がったんでちょっと安心をしたかと思ったんですけど、今年度は907万3,900円となりました。

収納率で言うと前年度が98.63%から98.3%とマイナスの0.33%の減、マイナスですね、過年度分は、昨年は22.27から18.68%ですかね、マイナスの3.59%になっておる状況ですね。市税のほうは非常に頑張られたなと思うんですけど、今回こちらのほうはちょっと残念な結果になっておるんですけど、その点はいかがでしょうか。

●藤原こども課長

保育料の収納状況でございますが、委員仰せのとおり24年度と比較をしますと現年度分の収入未済が202万1,830円ふえております。収納率としましても委員仰せのとおり下がっております。要因としましては、大きく経済状況も変動していないことから特段考えられるものがございません。徴収の努力を行ってまいりましたがこの結果となりましたことから、より効果的な徴収体制について関係課とも、ともに検討しながら引き続き努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

昨年も数字を並べさせていただいたんですけどね、今回も聞いています。不納欠損に至った理由というところでね、生活困窮とか生活保護であるとか病気療養中、転出、納付意思の欠如、不明というようなところでね、この転出と納付の意識がないという人ですね、それと不明というところで百二、三十万のお金が入ってないというようなことですね。

前回からずうっと言わせていただいておりますけど、例えばもう納付の意識のない人はもう保育園をやめてもうたらどうやというような話もさせてもらいました。そのときに、やっぱり福祉施設だからなかなかそれはだめなんやと。もう、1回入ってもらったら、なかなか出てってとは言えないですよというような御答弁やったと思いますね。

今本当に待機児童というか場所によっては非常にその保育園が近所で入りたいのになかなか入れない。お兄ちゃんお姉ちゃんがそこへ通つとるのに、下の子は違うとこへ通わなあかんというような現状もあるとすれば、やっぱりそういう人たちには出ていっていただいでですね、生活困窮についてはね非常に考えるところがあるんでね、そこら辺は柔軟に対応していただくのがいいと思いますけど、やっぱり払う意識がない人、前回のときも話しとったら、何に使つとるのやと言うたら、遊んどるのやというような話が出ましたね。ですから、時代なんかわかりませんが、昔の私らの時代は、親は食べんでも子供のためにというようなことやったんですけど、それがちょっと変わってきたのかなという部分もあるとすればですね、そこら辺のことも非常に大きな問題なんかなといつも思っております。

このところでね、いつも言わせてもらうのは、これは何で起きたかということは、やっぱり県の指導でね、監査指導で、その私立の保育園でお金をもらうと公金やでだめやないかというところがスタートやったと思います。それで、それが銀行振り込みにしたと、銀行振り込みをするとお母さんたちが、園長先生月謝を持ってきましたよという顔を合わせないで済むということで、それがほったらかしになっていく。ですから私立の保育園でもちゃんと公的にとれるように公金取り扱いのことの権利を与えてですね、園長先生悪いけど貰ってくれへんかといったほうが効率が上がるんじゃないかというようなことも何回も言わせてもらいましたが、なかなか踏み切っていただけないんでね、その点の見解をちょっとお聞かせください。

●藤原こども課長

平成22年度から、私立保育所も含めたすべての保育所におきまして直接保育料を収納できるようにしておるところでございます。各保育所におきましては、口座振替等で振り替えできなかった場合に督促状を交付する際に園を通じて督促状をお渡しいただき声掛けを行っていただいております。

また、保育料を直接、園のほうへ御持参いただくということに関しましては、委員おっしゃっていただきましたように、以前にはそういったこともございましたが、口座振替を導入することによりまして利便性を向上させたという経緯もございます。今後も引き続き各保育所にも協力を求めまして、顔の見えるところから納付の催促を行っていただくよう努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

保育園はね、必ず親御さんが迎えに来るんでね。別にバスで送り届けるわけではないんでね。そこで接する場面が多いんでね、そのところはしっかりと今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

滞納者の方が今188人おるということで、その中の複数年度で滞納のある人が85名おるということで、私心配しとるのはね、0歳のときに入って、もう入れへんだら、出て行くまで、5歳までということは6年間ですね、一切保育料を払わんで済んでいくというようなことが非常に懸念されたんでね、こういうところの数字も聞かせてもらっております。

こちらへんは特に複数年度で滞納のある人っていうことを中心に、しっかり、今、回収対策室ですか、あちらのほうのことも検討しながらやっていただけるということで、ちょっと今どんなぐあいになっておるのか、成果とともに教えていただきたいと思います。

●藤原こども課長

まず、滞納が長期間に及んでいる方でございますが、現状としまして6年度にわたり54カ月分を滞納してみえる方という状況があります。長期間に及ばないように、早期の段階で再三の催促をしまして、滞納処分の説明をしながら早期回収に努めてまいりたいと考えております。

債権回収対策室との連携のもとに徴収には努めております。これまで、平成23年度から保育所保育料としましては債権回収対策室のほうに14件移管をさせていただきました。その中で、誓約をいただいて分納していただいているという方が9件ございます。また、差押えに至ったケースが3件ございます。ほかに完納いただいたという方も3件ございます。今後も債権回収対策室との連携を密にしまして、積極的に差押えといった強制的な処分に向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

しっかりと滞納分もとっていただいておりますということは、私は評価もしておりますよ。例えば、先ほど言うた何年に何万ということをざっと計算すると、五、六千万ぐらいになってくるんやろなあと。ここで収入未済額として上がるとるのが3,000万ぐらいでしたか

ね。ということは、ある程度、2,000万ぐらいは頑張っておっていただいているのかなという、滞納分についてもですね。今回の不納欠損は平成20年の不納欠損でよろしかったでしょうか。よろしいですね、大体20年分ぐらいの不納欠損、それでよろしかったですね、ちょっと確認したいですけど。

●藤原こども課長

平成25年度におきまして不納欠損をいたしましたのは、主に平成20年度分でございます。それ以前の分に関しても時効中断をしておりましたが、その後時効に至ったケースもございまして、平成19年度のものも含まれております。以上です。

○品川幸久委員

まあ、そのときは、20年は1,300万という収入未済やったんで、まあ不納欠損するということはもう絶対取れないということで、まあ言うたら時効ということがいいのかわかりませんが、期限を過ぎたというようなことやと思いますけど、まあ分納に応じてもらえる方とかそんな方がおってですね、全部が不納欠損にならへんわけなんで、しっかりそういうことも、もう市税も一緒ですけど、粘り強く交渉していただいて、小学校へ上がった私らは知らんよというようなことにならないようにね、前のときもそれが給食費の不納になるんじゃないのかなってというようなことも話をさせてもらったんで、そこら辺も含めて、しっかりと取り組んでいただいて来年の決算はよかったなというふうな答えを出していただけるようによろしくお願いします。

【款14使用料及び手数料】

○北村 勝委員

おはようございます。目6の土木使用料で少しお伺いしたいんですけども、伊勢市の大事な財源の一つとして法定外公共物ですね、そこに今年度は171万1,790円ということであげていただいているわけなんですけど、これは8年、9年前に国から移管されたものについて、当然、申請者が申し込んであげてくれるということになりますけど、この申請方式ですので漏れがないかどうか、そういったことでお聞きしたいんですけどいかがでしょうか。その実態を聞かせてください。

●安藤維持課副参事

先ほどの委員の質問でございますが、法定外公共物に関しましては法定外公共物の占有徴収料という条例に基づいて現在徴収をしております。これに関しましては基本的には届け出がございましたら、それに対して対応しているところでございます。件数としましては328件、25年度ございました。以上でございます。

○北村 勝委員

そうすると、例えば届出方式をして、ある期間を占有して申請すると。そうすると、実態の調査というのはどのようにされているのか、聞かせていただきたいんですけど。

●安藤維持課副参事

昨年度ですけれども、不法占用に関しまして市域全体で調査をさせていただきました。そのときに、道路、公園、当然法定外公共物を含めて調査して、不届けに関しては、現在、届け出していただくように指導しているところでございます。以上でございます。

○北村 勝委員

そうすると、何年かに一回は計画的に調査をするという形の中で進めていただいている状況ですか。

●安藤維持課副参事

特に定期的にしておるわけではございませんけれども、基本的にパトロール、調査等で把握した分に関しては、その都度指導しているところでございます。

○北村 勝委員

どうもありがとうございます。税の公平性ということで確認させていただいてですね、そういった部分で、徴収について綿密にやっていただいているということですので、また今後ともひとつよろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけ確認をさせてください。民生使用料の中で3番のハートプラザの使用料なんですけど、この条例を見たときに、こちらにあります施設そのものは基本的には無料というような規定があったかと思えます。ですので、673万なのがしの内容ですね、それにつきまして教えてください。

●鈴木健康福祉部長

ハートプラザみその使用料の件でございますけれども、この金額につきましては社協さんのほうで介護事業をやっておりまして、その目的外使用料ということで収入をしたものでございます。ハートプラザの貸し館の部分ではなくて介護事業の分ということで収入しております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

その算出根拠といいますか、それはどのような計算でなされておるのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

●鈴木健康福祉部長

これにつきましては、福祉健康センターもそうなんですけども、電気とかガスとか上下水道料等の管理費のうち介護事業に関連する管理費について、それぞれ面積按分等で按分したものでございます。以上でございます。

○鈴木豊司委員

もう1点なんですが、この目的外使用といいますのは何を根拠にして目的外使用を許可しているのか、その点お聞かせください。

●鈴木健康福祉部長

介護事業につきましては、このハートプラザを建てる当初から、当時介護事業が民間のほうでなかなか難しいということで、そういう目的を持ってつくられたというふうな経過がございまして、そういったことに基づいて介護事業の部分をハートプラザのほうでしていただいておりますというようなことでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

款14使用料及び手数料の審査を終わります。

審査の途中でありますが10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き決算審査を続けます。

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

先ほど、ハートプラザみその使用料のところでは答弁させていただきました内容について、修正をお願いしたいと思います。

先ほど、介護事業の部分の目的外使用料ということで、全額そういった金額のように答弁をしてしまいましたが、この中には営業を目的とした、例えばホール等を使用した場合の使用料、それと先ほど申し上げました介護事業に関連する経費が関連する分ということで二つが含まれておりますので、修正をさせていただきおわびを申し上げたいと思います。以上でございます。

【款15国庫支出金】 発言なし

【款16県支出金】 発言なし

【款17財産収入】 発言なし

【款18寄附金】

○品川幸久委員

ここのふるさと応援寄附金のところで、成果表にも載ってないんですけど、された件数は出ておるんですけど、一体、今テレビ等々なんかで非常にふるさと応援の話が出ておりまして、土地土地のブランド品であるとか、またそれを利用し町おこしもやっておられるというような状況がありますので、一体どんなものを送られておるのか教えていただければありがたいと思います。

●辻企画調整課長

ただいまのふるさと応援寄附金のお礼の品としての特産品についてのお尋ねでございますが、市内の、伊勢市独自のもの、例えば練製品であったり伊勢うどんであったり、あとは春慶とか一刀彫とかそういった伊勢独自の食料品等が大半でございます、現在19品目でございます。以上でございます。

○品川幸久委員

よそなんかは農業の活性化とかですね、そういうことも含めて、今全国的に自分とこの市に納税しないで、いろんなところにまいてですね、それにおいて、いろんなものをもらってというふうな風潮も出ておりますが、本市としては自分とこのやつは自分とこに、よその方が自分とこにという思いがあるんで、そこら辺も含めて、宣伝部分も含めて頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●辻企画調整課長

ただいまの御質問ですが、他市の事例の御紹介もございました。確かに、他自治体におきましては特産品、あるいはこれを兼ねて自治体のPRということで、いろんな特産品をお渡ししているようでございます。ただ、これにおきましても専用のランキングサイトのようなものができまして、当初ふるさと応援寄附金というのは、ふるさと、このふるすとは生まれ育ったふるさと以外に、それぞれの方が思ってみえる、この地域を応援したいというふるさとになってまいりますけれども、そちらに対する応援というふうな、貢献というふうな意味合いでございましたけれども、一部ではそういったサイトができたりしてちょっと過当競争のような部分がございます。

これにつきましては、それぞれの自治体のお考えでやってみえとは存じますが、この現在の状況に関しては総務省のほうからも、適切に良識を持って対応してくださいという周知文も来ております。

ただ、この取り組みに関しては、この機会を通じて、先ほどおっしゃられましたようにPRの方法でありますとか、あるいは特産品の拡充等まだまだ工夫の余地もあるのかなというふうには考えておりますので、他自治体の事例等も参考にさせていただきながら、さらに研究をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっと教えていただきたいんですが、ふるさと納税、687件の1,034万7,093円、25年度あったということなんですが、総務費の寄附金のほうに一括して計上がなされております。寄附をいただく方にはそれぞれ目的があってですね、事務概要を見ても観光都市であったり資源の保護それから充実した医療というようなこともありました。それぞれ目的を持って寄附していただいておりますのに、総務寄附金のほうへ一括して収入をすればですね、寄附をいただいた方が見えないというんですか、例えば医療のところであれば当然会計も違ってくる話になって来ますので、整理の仕方として、その整理の仕方でのかどうかその辺、お考えをお聞かせください。

●辻企画調整課長

ただいまの手續のお話でございますが、まあ御寄附をいただいた方にとっての、例えば、これは申告をしていただきますと税の控除を受けられるといった、そういう手續の話等もございまして一括して受け入れのほう、なるべくさせてはいただいております。ただ、先ほどおっしゃられましたように、中には病院さんのほうでも今、基金ですかね、ああいった積み立ての募集もかけておりますので、そういうふうに流れているところもございしますが、できましたなら私どもの方で一括して事務手間のことなんかも含めましてさせていただきます。なお、その用途でございますけれども、例えば教育の関係で奨学金というふうに御寄附の方から申し出がございましたら、その後、育英基金のほうに積み立てをするなど会計の処理のほうもさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木豊司委員

現実問題といたしまして、25年度1,034万の御寄附をいただいておりますが、実際の用途というんですか、その辺はどのような形になっておるのでしょうか。といいますのは、いずれにしてその寄附をいただいた方が目に見える形で処理をしていただく必要があるのかなというふうに思っておりますので、その点も含めて教えていただきたいと思っております。

●辻企画調整課長

用途といいますか、目的別に受け入れをさせていただきます。昨年、ちょっと詳細になって恐縮ですが687件の御寄附、件数をいただきました。観光が155件、162万強でございます。環境が111件、135万強、健康福祉課が25件、32万、子育てが93件、107万、地域医療が38件、61万、その他というのが180万で、指定がないのが245件、355万ございました。ただ、今おっしゃられましたようにちょっとそのあたりの用途の説明がちょっとまだ不十分なところがあるという御指摘もいただきましたので、そのあたりのお知らせの仕方というのは、また研究させていただきますと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私もふるさと応援寄附金のところでお聞きしたいと思います。今回の決算額におきましては1,034万7,093円という決算が出ております。これは他市町村も含めてですが、伊勢市としては多いと思われるのか少ないと思われるのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

●辻企画調整課長

現在の状況というのは、昨年度ですと県のほうから各市町の状況というのが報告をされてきて、24年度の実績ですとそんなに悪いこともなく、4番とか5番という状況ではございましたけれども、ただ昨今いろんなホームページ等で拝見をしていますと、この近隣の市町さん等でも、結構先ほど品川委員の御質問にあったような取り組みもなさってみえて、それと比較をいたしますと少のうございますけれども、ただ年々件数のほう、金額のほうもふえておるような状況でございますので、こういった取り組みの中では比較をするのは難しいところはございますけれども徐々にふえておる、そういうふうな認識でおります。

○辻 孝記委員

わかりました、ありがとうございます。ふえておるということで、件数はふえている。まあ、これはもう国民全体がこのふるさと納税に関して意識が高まってきたのかなというふうに私は思っております。

そこで、ここは自主財源とかあるいは財源のことを考えたときに、せっかく寄附金でこういった形で寄附してあげようという方々が、国民の中に伊勢市に寄附したいという方がたくさんみえることのほうがうれしい話でありまして、伊勢市という名前というのはメジャーですのでね、全国からいって、伊勢市を知らん人はほとんどいないというふうに私は理解をしております。そういった意味からも、戦略的にもこの辺は考えなければいけないというふうに思っています。

もう1点、角度を変えますと、確かに今回決算では1,034万7,000円という金額の寄附金をいただいたわけではありますが、当然、これ寄附をする人は税額控除が受けられるというふうになっておりますね。そうすると、単純にこれを喜ぶわけにもいきませんで、控除をされている方々、要するに伊勢市民かって他市、まあ伊勢市にも寄附をされている方は見えますが、他市町村へ寄附されている方々がおられると、その方々は税額控除をされてしまうということになります。そこを考えると、差し引きをしていくことが必要であるかなというように。

寄附をされた方々に対して、今、先ほども品川委員からも話がありましたように、その寄附された方々に対して品物を送られているということがございます。それなりの金額程度の品物を送られているというふうには考えます。それは経費が今現在ですね、214万なにかというふうになっているかというふうに思っています。それが、税額控除、控除のほうで考えたときには、税金申告をすると市税の場合は翌年度に繰り越されてしまいますので、今現在、26年度に課税されている部分を考えなければ、今回、いけないというふうに思います。そういった意味から考えると、今回課税されている部分という課税の中での

その控除がされている金額っていうのが430万あるというふうに伺っております。そのところで考えますと、合計650万ぐらいの金額が差し引きせなあかんのかなというふうに思っております。1,000万から650万引くと350万が実際の伊勢市に入ってくる金額というふうに考えるべきなのかなというふうに思います。

今回なんでこんなことを言うかということ、数字的には当然、うちの出のほうが少ない、寄附してもらおうほうが多いということで結果的にはなっております。そういったことを考えると、もっともっとこれは宣伝をしていかないと、宣伝をして寄附をもっといただけるような形をつくっていかないと、どんどん伊勢市の方が他市へ寄附をしてしまうと、しまうという言い方はいけません、いろんな考え方があってされる方がふえると伊勢市としての財源としては減っていくというふうに理解をしてしまうんですが、そのところで今後、税額控除に関しても来年度からは倍額まで控除ができる、最高額ですね、できるような方向に今動いているというふうに伺っております。そういったことで、今後のことを考えるとその戦略というのはどのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思えます。

● 辻企画調整課長

先ほど御披露いただきました来年度のお話も、一部ではそういった控除が倍増という話、あるいは確定申告の手続が簡略化されるというふうなお話も伺っております。そういうふうな話を伺っておるんですが、戦略といいますか、先ほどの品川委員のお話もありましたし、辻委員からも何度も、好機というふうにとらえてという御趣旨の内容やと思えますが、やはり、伊勢市という知名度もございますので、やはりPRをしっかりとやっていくということと、より外からの方にですね、伊勢市っていいなというファンになっていただけるような、まちづくりのほうもあわせて取り組んでいく中で、もっとたくさん応援していただける方、それから今取り組んでおる一つにリピーターっていうところもいろいろ暑中見舞いを出して御案内させていただいたりしておりますので、リピーターの確保あるいはさらに新しい方々、情報発信、PR等をしながらさらに充実といいますか拡充させていただければと考えているところでございます。以上でございます。

○ 辻 孝記委員

ありがとうございます。課長からはその程度しか答えられないかなというふうに思っています。やっぱり戦略というのは、例えば今記念品等を送られたりされておりますし、いろんな形で観光のまちとしても有名になっているわけですから、そういったことも含めて考え方はあろうかというふうに思っています。やっぱりこの辺は市長、副市長の政治家としての判断をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っていますので、よろしく願いします。

● 鈴木市長

ふるさと納税につきましては、これまでこつこつと改善を繰り返しながら少しずつふえてきたということもありますので、最少の経費、人的なコストもありますので、そういったことを踏まえながら最大のパフォーマンスを発揮できるように取り組んでまいりたいと

思います。

【款19繰入金】 発言なし

【款20繰越金】 発言なし

【款21諸収入】

○世古 明委員

諸収入のところで、90ページ91ページの民生費収入の中で、おぎゃー献金助成金というのがありますけれど、これはこれまでになかったと思うんですがその辺はよかったですか。また内容について教えてください。

●藤原こども課長

おぎゃー献金助成金でございますが、こちらは公益財団法人日母おぎゃー献金基金様からの助成金でございます。全国の産婦人科医院などを通しまして集められた献金を心身障がい児のための施設であるとか心身障がいの予防の療育等に関する研究補助などに使われておまして、今回当市の心身障害児通園施設おおぞら児童園に対し助成されたものでございます。

こちら具体的には、おおぞら児童園におきまして療育のための備品を購入させていただいております。購入に関しましては26年度の歳出となっております。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。ことは、おおぞら児童園さんに備品を買ったということですけど、対象の施設はもう障がい施設ならどの施設でもいいんですか。

●藤原こども課長

こちらの基金に関しましては、先ほど申し上げました心身障がい児のための施設等に対する助成ということで、私どもおおぞら児童園としましては前回ですと平成15年度に助成を受けております。こういったところ県内の療育施設に対しまして順に交付をしていただいております。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。これは当初予算化されてなかったんで、まあ期中に申請されてそれが決定されたかなと思いますけれども、それでよろしいんですか。

●藤原こども課長

平成25年度におきまして、相手方様から、26年度において献金贈呈という内定の情報をいただきまして26年度当初予算で歳出のほうの予算計上をさせていただきました。歳入予算に関しましては、贈呈がまだ内定ということで未確定でございましたことから予算計上

はいたしておりませんでした。その後、3月中に交付する旨の連絡をいただきまして、25年度中に収入しましたことから歳入は25年度、歳出は26年度となったものでございます。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。そうすると、これ25年度単年なのか、また来年もその申請をできるものなのか、どのような助成金ですか。教えてください。

●藤原こども課長

これまでうかがっておりますのは、県内で順にというような形で聞いておりますので、来年度といいますか、続けての助成は恐らく無理ではないかと考えております。以上です。

○世古 明委員

ありがとうございます。それではまた、多分期間があって何年間はちょっとこれは受けられないような感じだと思うんですけど、またこの期間が過ぎたら申請をして、また児童障がい者の施設に少しでも寄与できるように覚えておいてください。よろしくお願ひします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

101ページの教育費収入の教育総務費収入の中で、備考欄1番に電力売払収入というのがございます。過去に風力発電が一時ブームになったときに、たしか倉中やったと思うんですがそんなのを設置して試験的にやった記憶があるんですけど、これは事務の概要書でも触れてはいただいておりませんのでお聞かせいただきたいんですが、これは学校での取り組みやと思うんですが、学校名とですね、風力あるいはソーラー、その辺どのような取り組みをなされておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

●宮瀬教育総務課副参事

はい、お答えいたします。まず学校名なんですけれども、有緝小学校、早修小学校、中島小学校、明倫小学校、厚生小学校、佐八小学校区、上野小学校、御菌小学校、倉田山中学校、厚生中学校、五十鈴中学校、御菌中学校の12校でございます。

額でございますが、有緝小学校5万4,936円、早修小学校26万5,248円、中島小学校が5万520円、明倫小学校が7万696円、厚生小学校10万4,448円、佐八小学校10万2,120円、上野小学校が14万1,168円、御菌小学校が9,288円、倉田山中学校が7,824円、厚生中学校1万8,744円、五十鈴中学校7,896円、御菌中学校1万5,528円でございます。

○鈴木豊司委員

今12校の内容を聞かさせてもらったんですが、これはすべてソーラーということで理解させていただけますか。

●宮瀬教育総務課副参事

すべて太陽光発電の余剰電力の売却額でございます。

○鈴木豊司委員

これから小中学校の統合が始まってくるんですが、将来的な展望ですね、今現在どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

●宮瀬教育総務課副参事

順次、新設の学校とかまだ未整備の学校に関しましては計画をたて設置を考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

いろいろなところにかかわってくるんですけども、それぞれの収入によりまして、電柱敷地占用料というのが民生費でも出てきますし教育でも衛生費でも消防費でも、それぞれ敷地内に電柱、中部電力、N T Tの電柱が立つところから占用料をいただいているということになるんですけども、それぞれ聞いてみますと、私はN T Tから聞き取りしたんですが、それぞれのところから請求が来て、それぞれのところへお支払いをせんらんというような事務になつとるようなんです。これが行政の仕事の役割の中でそういうことが当然なんか、あるいはそういったものを事務の効率化というのが、一元的にこの電柱敷地占用料の請求あるいは受け取りに対してできないものかと常々担当者にも話をさせていただいておるんです。これは中部電力だってそうだと思うんですね。行政のほうから請求書を出して払い、中には同じ民生費収入ですか、中には二つあるとかね、そういったところが少し私は不思議だなと。普通の事務をやるなら、一元的にこういったものを市役所として、あるいは教育委員会も含めてやって一元的にしていくほうが事務の効率化になるんじゃないかというふうに思っています。

受け取るほうもその方が、時期が来るたびにいろんなところから請求が来るんで、事務が煩雑であって大変やりにくいということをお聞かされておるんですけども、これは市の役割の中でこうしなければならんのか、こういったものはみんな一般会計に入ってくるわけですから、それぞれの使い方はそれぞれの民生費の中でどういった使い方をするかということはないんで、そういうところの見解を少し聞かせていただきたいと思います。

●可児総務部長

委員御指摘の件でございますが、恐らく今の状況でいきますとその施設の管理者ごとと

いう形になっておるのかなと考えております。一応、その権利関係とかいろいろなこと
もございますもので、一度そういったことにつきまして今御指摘いただきましたので、ち
よっと課題も整理しながら検討してまいりたい、そのように考えております。

○西山則夫委員

ありがとうございます。双方にとってプラスになると思うんですね、一元化したほうが。
そういった意味では、今、総務部長から御見解いただきましたので了としながら事後の対
応を見守っていきたいと思います。

【款22市債】 発言なし

◎浜口和久委員長

発言もないようですので、款22市債の審査を終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

参与の入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩 ※休憩中に、午後1時まで休憩することとなった。

午後0時58分 再開

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に歳出の審査に入ります。

【款1議会費】 発言なし

【款2総務費】《項1総務管理費》（目1一般管理費）

○品川幸久委員

ここの地域自治推進事業のところで、ふるさと未来づくりについて少しお伺いしたいと
思います。ふるさと未来づくりについては、もうそろそろ全員がそろってスタートを切る
というような報告をされておるんですけど、今、財源の補助金の移譲も含めて進めておる
んですけど、私は最初からちょっと本来のスタートの目標ですね、目的から少しずれてお
るのではないかなというふうに思っておるので、何回も聞かせてもらうたびに少し方向
が変わっておるんで、その点少しどういう目的でやられておるかというところを、根本を
少し御披露願いたいなと思います。

●沖塚市民交流課長

ふるさと未来づくりについてお答えをさせていただきます。この制度につきましては、
平成20年度のふるさと未来づくり推進計画に基づきましてさせていただいておるところで
ございます。当初につきましては地域自治の推進という形でスタートしたものでございま

して、現在につきましてもこの趣旨については変わらず進めさせていただいておるところでございます。

今、御質問いただきました点ですね、内容について少し変わってきておると違うかということについてのお尋ねでございますが、まずですね、最初の部分につきましてもの総論といたしまして、地域のほうでいろんな財源と、またそちらのほうの権限等もお渡しをしながら、さまざまな分野を地域のほうでやっていただくという部分、当初の目的としておりましたが、平成27年度の本格稼働に向けましては緩やかなスタートという形になりましたので、すべての部分でスタートという部分ではないことにつきましては、若干変更という形になっておるところについては御了承いただきたいというふうに考えておるところでございます。

○品川幸久委員

先ほど言われた地域に権限も財源も移譲するということですね、もともとはこれを進める根本になったのは、やっぱり非常に財政が厳しくなったと。特に将来的なことを考えると、職員さんもどんどん少なくなってくる。地域サービスもできなくなる。高度成長時代にはどんどん職員さんもふやしていろんなサービスも受けてきたけど、それがだんだん難しくなることも含めて、できれば市民の皆さんに、行政のできる一部の部分をやっていただけると。これについては行政が本来やらないかんことを市民がやらなあかんのかっていうと、行政が業務を放棄したというふうな形になろうかなと。そのときに、なぜ市がやらないかんことを私らがやらないかんのやという声も出てくるかもわかりませんが、それこそ、そこのところはまちづくりという市民が市政に対して、まちづくりに対して前向きな体制をとっていただいてやっていただける、自助共助という部分がありますけど、共助の部分、特に行政がここの部分は市民の皆さん何とかやってくさいっていうようなところで権限の移譲と財源の移譲ができるというようところが根本やったと思うんですけど、先ほどの御答弁を聞いてるとですね、みんなやってもらうのに少し緩やかになったっていうようなことを言われました。

ヒアリングをさせてもらった中で、今新しく立ち上げたところにその根本である1番急所のところを説明されましたかというのと、説明されてないと。それを説明するともう腹いっぱいになってできないというような話も聞きました。

私からすると、もし自分ところのまちがたってですね、ふるさと未来づくりができて進めていくうちに、実はここのところが目的やったんやと言われたら、それはおかしいんと違うかと。ですから、その入り口論だけはきっちりと市民の皆さんに、立ち上げるときに、本来の目的はこなんやと。そこまで行くために、今そういうふうな未来づくりと、まちづくりをみんなにやってもうとんのやと。そういうふうなことをちゃんと説明せんとはですね、今無理やり立ち上げたけどというて、先がちょっと見えへんような状況になるのかなっていう心配をしておるんで、そこのところをもう1回お答えください。

●沖塚市民交流課長

今年度になりまして、来年度の本格稼働まで1年という形で、より細かい内容を地域のほうに何う形になりました。その中で、具体的に今申し上げた形で、本格稼働に当たりこ

のような事業が新たに加わりますという内容を中心にお話しさせていただいたところがございますので、その入り口部門のところにつきましても説明はさせていただいた部分
が少し薄らいでしまった部分もあったかと思っておりますので、この部分につきましてはこれ
からも十分、根本的な部分を地域の方々にお示しをさせていただきまして、各論のほう
も具体的に話をしていくということについては取り組んでいきたいというふうに考えて
おります。

○品川幸久委員

そここのところはもう本当に根本になってですね、そこをやられへんと後から本当に何の
ためにやっとなやと。これは始めたとき非常に行政の方も御苦労いただいて、各地に
ファシリテーターとして入ってもらって、職員さんが一体何をどう説明したらええんやと、
市民の皆さんに。市民の皆さんは、私たちは何をやったらいいんやという、そういうこと
をずうっと重ねて今ここまで来たのに、最後のほうで何とかしてこの日に間に合わさな
あかんというところが、1番大事な部分が欠落してですね、実はこういう目的やったと
いうね、本当に伊勢市をみんなでやっていこうというところが根本にありますんよという
ようなことがなかったら、地域は地域でいいやないかというところがずっと続くと、この
ように思っておりますので、できれば責任のある方が御答弁いただきたいと思いま

●大西環境生活部参事

御意見ありがとうございます。今後進めていく中で、地域のほうには、今後の課題とい
たしまして広域的に取り組むような課題を例示もさせていただきながら、今後の社会情勢
の変化等も御説明させていただきながら、地域に入らせていただきたいと思いま

○品川幸久委員

次にいきます。次の自治会コミュニティ放送の補助事業についてお伺いします。

これは予算のときに非常に大もめしたところがありました。それは行政がしっかりと説
明されなかった。非常にあやふやな説明で終わってしまったということがありましたので、
特にそのことも含めて今どんな状況か教えていただきたいと思いま

●沖塚市民交流課長

自治会コミュニティ放送につきましては、平成25年度から取り組ませていただいた部分
でございます、昨年の状況といたしましては、市内17自治会においてこの制度を使って
いただきまして、自治会コミュニティの放送設備を整えていただいたところございま

○品川幸久委員

わかりました。これ最初の予算のときに大分議論をさせてもらって、途中で休憩も2回
か3回はさみました。そのたびに違う資料が出てきて、特に問題は防災機能があるのかな
いのかというふうな話がやっぱり焦点になったと思いま

ラップでやられると。これは間違いなくコミュニティーだけに使われると。そのところに防災機能があるのではないかというようなところで、大分話をさせていただいたんですけど、今はどのように説明をされておりますか。

●沖塚市民交流課長

平成25年度から、中学校区を単位といたしまして、全中学校区のほうへ回らせていただきました。当初の説明もそうなのですが、自治会コミュニティ放送という形で説明をしてまいりました。実際に説明をさせていただいておる中で、地域からのお話といたしましては、それぞれの中で、今、議員御発言ございました防災的な機能はその部分で整えておるのかどうかという部分につきまして、地域のほうから御質問等いただきました。結論といたしますと、そのような要望もありまして各装備といいたしめようか、そういった機械ともですね防災の内容が聞こえる形のもので今地域のほうに御購入、導入いただいておりますという状況になっております。説明といたしましては、まず自治会コミュニティ放送ですが、こちらの防災機能も入りますよというお知らせをさせていただいているところでございます。

○品川幸久委員

防災機能もついておるということで説明をされておるといことなんですけど、各自治会の方は本当に理解をされておると思いますか。

●沖塚市民交流課長

導入につきましては、主に三つの種類を説明させていただいております。一つは拡声放送機いわゆるラップでございます。二つ目につきましては戸別受信機、そしてメール配信設備ということで、この三つをさせていただいているところでございますが、それぞれその三つ、どのような機能なんですかというような部分はですね、内容も比べられるような一覧表をつくってほしいというような形で、当初地域のほうからございましたので、その部分は反映させていただきまして、業者さんのほうの資料もそこでわかるような形で反映して、地域の方々にその内容をお示しさせていただいて、回らせていただいたところでございます。

○品川幸久委員

最後にしておきますが、3年でこの補助事業を打ち切るのであれば、もう1年ありますので、できたらね、再度しっかりと説明をしていただいでですね、後からそんなやったらもっと延ばしてって言われぬようにね、なかなか短期間でこの事業内容を理解することは非常に難しかったと思います。特に、予算の中でも話をされても、あのときにわかった人はほとんどいなかったんじゃないかな。私らもいったい、おぼろげながらそれはコミュニティーのために必要やなということで予算は認めましたけど、実はその中に防災機能があったとか、途中で足しになりましたけど、それは自治会の何パーセントの加入率がなきゃだめなんやとか、最初そんなことも一切なくてですね、私どもは、一体それやったら10人でも20人でもいいんかというたら、いやそれは不効率で、じゃあ自治会

の50%以上にしましょうとか、そんなんが後付けでされた予算でしたんでね。特にそこら辺も含めて、きっちりともう1回、再度御説明をされますようお願いをして、終わっておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ふるさと未来づくりにつきましてお聞かせをいただきたいと思います。

本会議の一般質問でこの問題、質問させていただいたんですが、時間の関係もございまして、若干お聞きをできなかった部分がありますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、住民説明の関係でございまして、この後、日程等につきまして先にお知らせもいただいておりますが、市長と語る懇談会で説明をしていくということでもございました。平成25年にも同じような市長と語る懇談会をしたということで事務概要に載っておりますが、それを見させてもらいますと出席は全部で452名ですか。平均いたしますと19人弱の出席にとどまっております。住民の皆さんに理解をいただくには多くの方に出席をいただく必要があらうかと思っておりますので、その点、事前のPRもしっかりとやってほしいと思うんですが、住民の皆さん理解をいただけるとするならば、何人程度参加をいただければそういう理解になるのか、その辺の御認識があればお伺いしたいと思っております。

●沖塚市民交流課長

今、市長と語る懇談会の内容の御質問をいただきまして、人数的な部分でございまして、こちらのほう何人というのはなかなか申し上げにくいところではございますが、できるだけ数多くの方々に参加いただけるよう周知等図ってまいりたいというふうに考えております。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。既に日程等につきまして広報いただいておりますが、その辺は十分、内容も含めてPRをしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、地域審議会の関係でお尋ねさせていただきたいんですが、このふるさと未来づくり、新たな地域自治の仕組みづくりにつきましては合併の際の新市建設計画におきます大きなテーマの一つであったのかなというふうに理解をしております。ですけど、今現在なかなか地域に根づくまでには至っていない、そんな状況であらうかなというふうに思います。合併後の課題等につきまして、その地域地域で協議をしてもらっております地域審議会なんですが、そちらのほうでどのような議論がなされてきたのか、許される範囲で結構ですので御披露いただきたいと思っております。

●沖塚市民交流課長

地域審議会につきましては、私ちょっと記録を持っておる部分で御紹介をさせていただきますと、これを議題としまして地域審議会へ諮問を行ったことはないと思っております。

す。ただ、平成21年度に伊勢地区の審議会におきまして、新しい地域コミュニティに関する取り組みの現状についての意見交換会というものを開催いたしまして、その新しい地域自治の仕組みとしては、ふるさと未来づくりとしてこのようなもの考えておりますという部分を平成21年8月に行ったということをお私記録として持ち合わせておりますので紹介をさせていただきます。

○鈴木豊司委員

地域審議会での議論はなかったというふうなことをお聞かせいただきましたのですが、やはりこの合併後の大きなテーマの一つになりますので、当然に四つの地域審議会のほうでそれぞれ地域の特色もあろうかと思っておりますので十分議論をして欲しかったなというふうに思っております。

基本的な部分で一点お聞かせいただくんですが、新たな地域自治の仕組みってというのはどういうことなのか、市民の皆さんにわかりやすく一度御説明もいただきたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

●沖塚市民交流課長

ちょっと抽象的な、新たな地域自治の仕組みということで、わかりにくいかと思っておりますが少し説明をさせていただきます。小学校区を単位といたしまして、自治会だけではなく、地域のさまざまな団体、もちろん自治会さんも含まさせていただきますが、こういったあらゆるさまざまな団体が一緒にお話し合いする場といたしまして、それぞれの課題または問題点などを共有して、それに係る解決策等を一緒に取り組んでいこうという流れのものでございまして、その部分、新しい地域自治の仕組みという形で総称して呼ばさせていただいたところでございます。

(目2 秘書管理費) 発言なし

(目3 人事管理費)

○品川幸久委員

このところでちょっと数点お伺いをしたいと思います。

あまりこんなことを聞くとまた怒られるといかんですけれども、最近職員さんの挨拶というところが、いつも市長さん副市長さんもしっかり進めておられると聞いておるんですけど、ちょっとこうね、どう感じておられるかわかりませんが、そこら辺をどう思っておられるのかちょっと。なんも挨拶はキホンのキですのでね、ちょっとどうですか。

●西山職員課長

職員の接遇というところで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

当然のごとく、役所に来られる方、それから職員同士でも組織の活性化、元気、そういった安心感をいただく、信頼感をいただく、そういった意味では、当然、挨拶は1番大切な入り口かと考えております。新規採用職員から人材育成カレッジ、そういった研修で接

遇のところも充実をさせているところではございます。

委員仰せの挨拶に対しての認識、これについてはかなり大切なものというふうな認識しております。

○品川幸久委員

はい、わかりました。メンタルヘルス事業なんですけど、最近相談者のほうがふえておるといふようなことでちょっと心配をしておりますが、いかがでしょうか。

●西山職員課長

メンタルヘルスにつきましては委員仰せのとおり、相談者数につきましては25年度84名というところで前年に比べて19人ほどふえております。メンタルヘルスでの病休であったりとか休職者数、これについては人数的にはさほど変わりはないような状況ではございます。84名という中には実は新規採用職員、これは新しい社会人としていただく、そういったところの心構えであったりとか小さな悩み事であったりとか、そういったことも聞けるようにさせていただいております。

いずれにいたしましても相談の機会、それから所属長の早期発見に努めるような努力、研修も含めてメンタルヘルス対策については充実をしてまいりたいというふうに考えております。

○品川幸久委員

しっかりと、そこら辺のところは取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、ちょっと病院のところでも前回出ておったんですけど、定期健診の話ですね。定期健診、なかなか皆さん時間が合わないんで行けないというふうなことで、人間ドックもそうなんですけど。診断で悪いと言われて入院される方もぼちぼちみえるというふうなことで、その点はどのように考えておられますか。

●西山職員課長

職員の健康管理というところではございます。定期健診につきましては、職員全員について、人間ドック等受診された方は免除になりますけれども、100%の受診率となっております。そういったところの中で近年目立ちますのは要医療であったりとか要精密検査、そういった方の数が、特に生活習慣病というふうなところがふえてきているというふうな認識をしております。

こういった部分ですね、個人のいろいろ生活様式があるにしても、社会人として自分の健康管理に責任を持っていただく必要があると思いますし、いろんな健康管理の情報であったりとか、繰り返しになりますけど研修であったりとか、あとはやはり所属長の部下に対する健康配慮そういった部分も含めて推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

(目 4 人材育成推進費)

○中村豊治委員

人材育成推進費、目4の中で、事務の概要書の中でも整理されておる内容も含めて3点ほど質問させていただきたい。まず1点目は人事関係の勤務評定制度、2点目が職員研修、3点目がカイゼン制度、改善提案の制度ですね、この内容もこの事務の概要書に整理されておりますので3点質問させていただきたいと思います。

まず1点目の勤務評定制度なんですけれども、これにつきましてはもう御案内のよう、平成25年、昨年から管理職を対象に実施をしたと、こういうことになっておるわけであり、特にこの成績につきましては勤務手当の成績率に反映をさせていくというようなことも書かれておるわけであり、目的につきましても、整理されておりますように組織の活性化を図っていくと。さらには、対象者については今回は管理職のみと。評定の方法については業績と能力という具合に整理されておりますね。評価の結果の活用ということで、勤務手当の成績率に反映をしていくと、こういうようなことで整理されておるわけであり、御紹介されておりますように、157ページのこの中で、特に優秀から良好でないまで5段階に区分けをされておるんですけれども、それぞれのこの成績の区分け、区分、それから勤務の評定の結果、すべてその成績率を決定するというようになっておるんですけれども、3点ほどここで確認をさせていただきたいのは、まず誰がこの勤務評定をしていくのか。25年からスタートしたんですけれども、誰がしていくのか。

それから格差の問題ですね。特にこの、特に優秀から優秀でないまでの5段階の評価について、ここでも書いてあるんですけど、非常に難しいのではないかと。金額格差でもどの程度格差をつけていくんやと。100分の3をどうするかと書いてあるんですけども。

それから、この内容を管理職に反映をしたんですけども、職員の反応はどうなんやと。これからどうしていくんやと。この4点をまず聞かさせていただきたいと思います。

●西山職員課長

お答えをいたします。まず誰が評価をするのかというふうなところでございます。

課長級につきましては部長が、部長級につきましては副市長が評価をしているところで、なお、課長級の評価については、その後さらに副市長による調整を行っておるところです。

それから格差についてでございますが、1人当たりの平均になりますが、特に優秀という評価を得た場合は部長級では7万円程度、課長級では6万4,000円程度、優秀と評価された方については、部長級で3万5,000円程度、課長級では3万2,000円程度のインシアチブが得られるというふうなところでございます。

それから、反応についてというふうなところでございます。この評価制度については事前の目標の設定であったり最後の評価について、内容の深い面談において評価をしております。そのような中で職員のアンケート、これ職員全員のアンケートではございますけれども、組織の活性化であったりとかフィードバックがされたかどうか、それから評価の内容の納得、それから長所、短所の明確、自分が育成をされているというふうに感じている、そういったところが、もともと高い数値であったんですが、さらに向上した部分がございます。そういった部分では、こういった評価に基づいて管理職のリーダーシップが徐々に効果を得ているのかなというふう考えております。以上でございます。

○中村豊治委員

管理職のリーダーシップにつながってくると、こういう具合に御回答いただいたんですけども、特に今の説明で、1年間実施してきてですね、そういう意味では評価できておるといようなことなんですけども、それはまあよしとしてですね、今後これをどういう具合に拡大をしていくのか、この点ちょっと教えていただきたいと思います。

●西山職員課長

今後の拡大というふうなところでございますが、まずは、まだ導入して1年目ということもあり検証もしていきたいというふうなところではございます。ただ、評価制度それから任用や処遇への対応についてはですね、実は今年度の5月にも地方公務員法の改正がございました。これについては施行まで2年を期限として猶予がございましてけれども、人事評価を任用や給与面に反映をさせていくというふうな明文化がされております。まだまだ詳細についてはこちらもちょうと把握はしておりませんが、手法であったり基準であったり運用であったり、こういったところの情報を得ながら法に基づいて進めていく考えでございます。以上でございます。

○中村豊治委員

制度を適用してまだ1年ということで、具体的な内容についてはこれからと、こういうことなんですけども、特にいま一度確認したいのは、管理職、職員さんの反応について、いま一度ちょっと御答弁いただきたいと思います。

●西山職員課長

職員の反応については、私も当然評価を受けておるものとしてなんですけど、はっきりとした目標であったりとか業績目標、それから、こういった能力を求められているんだというふうなところをしっかりと聞かせていただいて、それに向かって仕事を進めていくというふうなところで、自己分析そういったものにもつながるというふうには考えております。

また、これはちょっと感覚の話になるかもわかりません。私ども職務として各種いろいろヒアリングを行っている中でそういったマネジメントを意識した発言がよく聞かれておりますし、これに対して特に何か問題点があるというふうな話は聞いたことはございません。以上でございます。

○中村豊治委員

いま一度確認をさせていただきたいのはですね、この人事考課制度との関係ですね、これとの関係はどういうぐあいに整理されておるわけですか。

●西山職員課長

人事考課制度につきましては、能力職務態度も含めまして従前から執り行っているところでございます。これにつきましても、評価者、被評価者をきちんと設定をする中で面談というふうな中で、組織の目標であったりとか個人としての求める能力、そういったもの

は確認をさせていただいております。ただ、この取り組みにつきましては、あくまで組織の向上、人材の育成、自分がどういう立ち位置でどういうことを目標に仕事をしていかなければならないか、こういったことを認識していただくためのものというふうに整理をしております。勤務評定につきましては、それプラス勤勉手当に反映をさせるというふうなところでよりマネジメント能力を高めていただく、そういった位置づけでございます。以上でございます。

○中村豊治委員

この点については一応了とさせていただきたいと思えます。

次に職員研修の件でちょっとお願いさせていただきたいのは、この職員研修の目的等々についてはこの事務の概要書に整理されておるわけでありましたが、平成25年度につきましても多くの研修がやられております。特に、一般研修では1,000名以上の方が研修されておると。

それから、今、職員課長からありましたように人材育成カレッジの問題、これが32科、1,258名が受けられておると。

あとは派遣研修ですね、これについても55科、149名の方がこれを受けられておるんですけども、実際にこの、研修のフォローについては数年前にも確認はさせていただいたんですけども、特に研修の受講者自身のフォロー、それから受けてきた研修者がどのように情報の共有を仲間の皆さんにしていくのか。この点、今の実態についてわかれば教えてください。

●西山職員課長

フォローにつきましてはですけども、職員の全体共有という部分も含めまして、特に派遣研修についてはいろんな分野にみずから進んでいっていただいております。その内容というのは専門的な分野もあれば一般的な分野もあろうかと思いますが、基本的に市の職員として、自分の分野外であったとしてもそういった情報というのは必要かと考えております。そういった意味で、内部のシステムの中でそういったレポートを掲げて情報共有をさせていただくとするところがございます。以上でございます。

○中村豊治委員

特に研修についてはいろんな形でやられておるということで、これまで研修の中身の問題も精査をしながら平成25年度もやられたというように、一応自分自身は整理をさせていただいておりますけども、確かに、業務の意欲の向上とかですね、さらには職員意識へどのような形で生かしていくんやということで、またそれを次へ、どのような形でつなげるんやということについては、それぞれの個人のいろんな能力、反応も含めてやっていただいておりますので、この点はまた情報の共有も含めて、きちっと職員間の中で報告なり、報告書を出していただく、レポートを出すと、こういうことですので情報の共有についてはぜひやっていただきたいというぐあいに思います。

それから、3点目なんですけどもカイゼン制度ですね、改善提案。これは企業として

もいろいろこの改善提案については、当然この企業の存続をかけるような提案も出ておればですね、いろんな形での改善提案があると思うんです。例えばこの、役所の中の改善、これは昔は漢字で改善と書いたんですけど、今は片仮名でカイゼンですね。少しく変わってはきておるんですけどもカイゼン制度の問題、これについては今の概要書を見ますと、平成23年の4月1日から1人一つのカイゼンキャンペーンを実施しておると、こういうことで、特に実績としては614件上がっておるわけですね。1番目の簡素化・効率化さらにはコスト削減で177件。4番のですねスケジュール・情報の共有で88件。それから、伝言・メモ・整理整頓、まあ5Sというんか3Sというんか整理整頓79件。それから窓口の対応で72件、エコ・省エネ関係で48件と、こういう具合に大体9段階の項目、番号があるんですけどもベストファイブということでこういうような内容が上がっておると。

問題はですね、この改善提案、改善された内容、中身をどういような形で整理をして、標準化していくのか。614件も出ましてですね、やっぱり、これはもうだめやな、これは採用するんやと、こういう提案があると思うんですけども、特にこの177件の簡素化・効率化・コスト削減の問題、それからエコ・省エネ関係48件、どうい形で標準化をして職員の中に伝達をしていくのか、もう全部だめなのか、そういう選別についてはどこでやっておるのか、ちょっと詳しく説明いただきたいと思います。

●西山職員課長

委員御指摘の、提案についてはどのように採用して、どのように反映させていくかというふうなところがございます。申しわけございません、詳細な資料はちょっと持ち合わせておりませんですけども、基本的には、小さいことから大きいことまでの提案がございます。例えばコスト削減であったりとか用紙1枚の使い方であったりとか、そういった提案もがございます。いずれにいたしましても、この提案につきましては関係する所属がある場合、そういったところと実現可能かどうか、実際に取り入れても大丈夫なのかどうか、そういったところを相談させていただいて、いい話やないかと、どんどんやっていこうというようなことであれば当然採用という形で全庁的にそういった取り組みを知らしめていくというふうなところがございます。

なお、採用いかんにかかわらず、提案内容についてはこれも研修と同様、全庁的に情報を共有させていただいておるところでございます。以上でございます。

○中村豊治委員

大変な提案件数、614件ということで出ておるわけでありまして。その採用された項目については各担当課を含めて相談させていただいて、採用できるやつは採用していくと、標準化していくと、こういうことなんですけども、実際に何件ぐらい採用されてますか。

●西山職員課長

申しわけございません。過去のデータも含めて、今ちょっと持ち合わせておりませんので後ほどお示しをさせていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

それでは、後ほど委員の皆さんに配っていただきますように、お願いいたします。

○中村豊治委員

細かい内容については、これからまた配っていただくと、こういうことで了とさせていただきますたいと思うんですけども、この23年4月1日から、1人1つのカイゼンを出してくださいということで、庁内でいろいろキャンペーンをやっておられるわけですけども、実際にこれ、この614件というのは23年からのトータル数でよろしいわけですか。

●西山職員課長

23年の4月1日からのトータルというふうなところでございます。1人1カイゼンキャンペーンを行っておりますけれども、必ずしも本当に職員全員が出していただいておりますというふうな状況ではございません。それから平成25年度につきましては、1人1カイゼンキャンペーン、これを取り行っておりません。以上でございます。

○中村豊治委員

そうしますと、カイゼン提案制度はやめたということなんですか。やってないということとは。

●西山職員課長

けっして、やめたというふうなところではございません。ちょっと変な言い方かも知れませんが、必ず職員1人につき改善をできるような案件はあるであろうというふうなところで、導入当時はそういったキャンペーンも取り行っておりました。その後、いろいろアンケートなんかをしますと、まあ3年目を迎えるに当たってなかなか新しいものも浮かびにくいというふうなところも出てきております。もちろん業務の改善については提案をいちいちするという以前に、独自で取り組んでいただきたいというふうなところもございます。ですけれども、そういった意味からも半強制的な取り組みは25年度はしておらないというふうなところでございます。

○中村豊治委員

冒頭申し上げましたように、このカイゼン制度というのはやっぱりきちっとまじめにやっておれば、非常にすばらしい提案も私は出てくると思いますので、やっぱりこの25年度は、少しPRをやらないというような方向で今取り組んでおるといことなんですけども、非常にそういう意味では、今まで何年間も続けてきたこのカイゼン制度、これについてはやっぱり存続させていただいて、職員のいろんなノウハウ、知識をその中で真剣に考えていただければいい提案が出てくると思いますので、そういう意味ではまたぜひ取り組んでいただきたいと、こういうように思います。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

世古委員。

○世古 明委員

私もちょっとこの中で、人事考課制度について違う視点から質問をさせていただきます。人事考課制度って端的に、誰のためにするんだというお考えでしょうか。

●西山職員課長

誰のためというふうなところですが、我々市役所職員の責務といたしましては、当然市民へのサービス、これの向上、よりよいサービスを提供する、そういったところが最終目的かとは考えております。そのような中で、職員の資質であったり能力であったり組織の質を上げていくというふうなところの手段として考えております。以上でございます。

○世古 明委員

私もそう思いますし、組織活性化とかスキルアップというのは結局市民サービスの向上につなげていくことだと思っています。ただ効果というところですね、コスト改善とか行政改善というところに目が向いてしまいがちですけども、日々地道にやりながら市民の人との対応で、ああ市役所へ来てよかったわと言われる人というのは、ある程度評価されるべきところではありますが、評価制度の中へそれをどう組み込むかというのは非常に難しいと思います。その辺いかがでしょうか。

●西山職員課長

確かに数字で何かを評価したりとかというふうなところも難しいとは思いますが。ただ課長補佐級以下については当然、能力職務態度というふうなところの検証もでございます。そのような中できちんと、まあ挨拶という言葉を使っておったかどうか、あれなんです、接遇面についての評価も取り入れているところがございます。そういった面からも、市民の方が来ていただいて快適に用事を済ませて帰っていただくというふうな環境を取り揃えたいというふうにご考えております。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。人が人を評価するっていうのは非常に難しいことだと思いますし、この中では細かい評価項目というのは質問はしませんけど、先ほど言ったように地道にやりながらでも市民に評価される、市民サービスがうまくできていることについては一定の評価をしていただきたいのと、最終的には市民サービスの向上というところに、これからもつなげていっていただければと思います。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私は勤務評定のところで、中村委員がほとんど言っていたので、ちょっと一部のところだけお願いしたいと思います。

この勤務評定制度というのは10年ぐらい人事考課、評価をやってきた中でやっと出た結論で、今回の決算の目玉やと思っております。その中にはもういろんな話がありました。先ほど世古委員が言われたように、人が人を評価できるのかというようなところですね、ここが1番重要なところになろうかな。今言われたんは、課長さんは部長さんが評価して、部長さんは副市長、市長が評価をするというようなことでね。普通の会社でいくと、要領のええやつが勝つとかね、ありますよね。成績によって評価するというのもありますよね。特に市役所の場合は、なかなか目立たない部署もありますよね。そういうところの評価も含めてくると非常に難しい部分もあるし、下手をしとるとですね、お友達人事的に、おれがちゃんとしたるでなうて言うて、それに部長に懐いた者がいい目をするのかというようなこともあろうと思います。そこら辺を、これ評価的に言うと全部S、A、B、C、Dっていうて割合ふって全部に分けておると認識してよろしいわけですか。

●西山職員課長

割り振りにつきましては5段階で設定はさせてもうてありますけれども、平成25年度の実績につきましては、AそれからBのみの評価に分かれております。Aについては約4割程度、Bについては6割程度という結果でございます。

○品川幸久委員

そこなんですね。私もちょっと次のところで、やや良好、良好でない、がないののではないかと。みんなが良好になって、その中で特に良好が出てくるのではないかとこのころがちょっと心配だったんですけど。それで聞いて、いやいや、ちゃんと悪いやつも出してますよという答えであったんでしたら、次のときにその結果をその職員さんにどのように伝えとるんかなと、こういうことの質問をしようかなと思ったんですね。

なかなか評価が難しいと。SからDまであって、いや実はDはいません、Cもいません、BとAだけですよというようなことになるというのがね、1番これやる中で問題になろうということやと思います。

一応全部書かれたんやったら、必ずそのときにはSからDまで分けると。必ずDもおるよと。必ずSもおるよという、そういうふうなやり方をするのか、通信簿でいったら5は何人もおってもいいですよというのか、やっぱり5は何人、4は何人、そのかわり1も何人おりますよというふうな評価の仕方をするのか、あまりこの全部が真ん中で、良好であったという答えになってしまうと意味がなくなってくると思うんですね。ですから僕も何回もこの制度に入るときに、ちょっと評価をするのは難しいんでどうかなというようなことも言いました。

28年の4月にはね、法も変わって一般職員までというようなことになろうかと思っておりますので、その点はちょっと責任ある方にどのように進めていかれるのか、お聞きをして終わっておきたいと思っております。

●可児総務部長

勤務評定につきまして御質問をいただいたところでございます。確かに勤務評定につきまして1番大事なことは、やはり評価の透明性でありますとか公平性の部分かなと私は感じております。

ただ、先ほど課長答弁申し上げましたが、現在導入しておりますのは課長級以上ということで、管理職という形の中で、比較的偏った構成比になっておる部分もあるのかなと考えておりますので、今後そこらの部分を十分検討させてもらいながら、今後の評価制度につなげていきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

人事評価制度ってということで、今いろいろ議論があったんですが、私はこの人事評価制度、今聞いておりましたら、上から下を見て評価していこうかと、こういうことで、誰をどう上げていくんやというようなことやと思うんですが、これは一つの提案なんです、一般職員に人事評価をさせたらどうやと。下から上を見て、今総務部長が言うたように課長級以上やと、こういうことなんです、課長補佐級以上の一般職員があ部長さんはどうや、あの課長さんはどうや、あの課長補佐はどうやというような、この下から上を見た人事評価を一遍したら、これは非常にやっぱし発想の転換で私はおもしろいように思うんで、上から下を引っ張るんやなしに、下から、あの人はええ人やということで人事評価をして上へ上げると、こんな考えはあるんかないんかちょっと一遍聞きたいと思います。

●西山職員課長

委員仰せのとおり、部下の育成とか部下が仕事しやすいとか、そういったことのスキルも管理職には求められております。逆に言いますと、部下から見た管理職はどれぐらいのレベルなんやとか、そういった感想であったりとか評価っていうのは非常に大切な視点かと思えます。それにつきましては、人事考課制度の中でも下から上を評価する、こういったことは実はちょっと取り入れております。そういったことを給与面とかそういうふうなものに反映をさせておるわけではございませんが、一つの参考としてそういった取り組みはしております。これからも、下から上への評価といいますか感想といいますか、そういったところについては耳を傾けて取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。

○山本正一委員

今、同僚議員も話をしましたが、これ要領のええもんが出世していくんやと、上へ行くんやと。それで、要領のええもんは上へ行くんやけど仕事はできやんのやと。これは、同僚はみなわかっとなるわけや。そやけれども上へ行くと。これはやっぱり要領がええ、仕事はできやんけど要領がええ、使いやすいということで上が下をこう引っ張っていくと。それはもう一般職員はようわかっとなるわけなんやわ。あれは仕事はできやんけど要領がええんやと。そやでそこら辺を勤務評定かなにかで一般職員にさすと、やっぱり本当の平等な

あれが出てくるのではないかなとこのように思っとなるんで、もうこれ以上言いませんが、ぜひそういうこともやっぱり取り入れながら、下から上を見て、また横を見ながら人物評価をしてほしいとこのように思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

上田副委員長。

○上田修一副委員長

私も一点、職員研修事業でお伺ひします。先ほど中村委員が言われましたように、概要書にはすべていろいろな形で載っております。職員の資質向上、また人材育成ということで職員研修がされ、また派遣研修もされているということで、管理職はチェックアップという研修もされ、そしてまた新規採用者には職員研修もされと、いろいろな形で市が実施しておりますのが18件ほど、カレッジでやっているのが33件、また派遣研修には149人というような方が行かれているということで概要書は見ました。その中に、まずですね、これが目玉みたいな形で結構ですので、概要書の内容のところをもう少し詳しく説明をいただきたいと思ひます。

●西山職員課長

まず目玉というふうなところでございますが、昨年度はちょっと事務のミスが目立つというふうなところがございまして、そういったところを再度、気を引き締めるといふような意味も含めまして、集中的に階層別にコンプライアンスというふうな視点も入れながら研修をさせていただいた部分がございまして。

それから、一般研修、人材育成カレッジのほうでは新たな取り組みとして、これまで歳入確保についての研修がなかったというふうなところで徴収の事務、それから、これからの課題というふうなところで公共施設の維持であったり更新であったりそういった分野、それから根本的なところでの地方自治法の再度の研修というふうなところが目玉としてあげております。以上でございまして。

○上田修一副委員長

はい、わかりました。大体いろいろな形でその時節柄に合った研修をされております。その中で私はですね、前回うちの会派の方が一般質問されたときに、技術指導、技術職員というのが非常に少ないような感を受けました。その中で、土木、建築のところの方は日常どれほどの専門性で知識を、そういう研修でアップされているかお聞かせください。

●西山職員課長

技術職員についての技術力のアップというふうなところでございまして。専門な技術力の習得というふうなところは、公共事業を円滑に推進していく上で非常に大切なことかと。ましてや、複雑な仕様であったり現場での指揮監督、これにおける技術力というのは日々技術力が向上している中で非常に大切なものではないかというふうにご考慮しております。

職員課として扱っている研修については事務の概要書に掲載をしておりますが、さらにこれ以外にも各所属における専門研修、これは各所属でそれぞれ情報を得て行っていただく。また、私どもにきた情報についても、それを各所属へ紹介をしていく、そういったことで、なるべくそういった技術力の向上に対する研修会、これについては参考にさせていただくようお願いをしているところでございます。そういった部分に参加をしていただいて、技術力の向上に日々努めていただいとるというふうに考えております。以上でございます。

○上田修一副委員長

はい、わかりました。

各所属で技術職員の能力アップということで図ってるということでございますので、当面ここでは職員課という形で聞きましたので、またおってこの担当部課のところで、どうするんかというのを聞きたいと思っておりますので、これはこの程度にしておきます。

そしてまたですね、資料を見せていただきますと、伊勢市の技術職員は96人いるということの中で、土木が68人、電気が8人、機械が3人、化学が2人、建築15人というような表が出ておりますけども、これから公共施設の建てかえまた道路、橋の架けかえ、上下水道管の布設かえ、また堤防などのインフラということがますますふえてくるわけなんですけども、今後、技術職員については専門知識がどうしても必要、また、そういう最先端な高度なことも必要ということになってくると思っておりますけども、どのようにそれを対策として進めていくんかお聞かせください。

●西山職員課長

今後さらにインフラ、特に長寿命化そういったところ、それから公共施設、建物の更新の課題、山積をしておるといふふうに考えておりますし、技術員のますますの技術力の向上というのは必要かと考えております。

先ほど申し上げた研修への支援のほかにも、これは今年度の予算計上になっておりますけれども、現場へ出向いて、先進地優良事例を目で見て耳で聞いてこいというふうなところもでございます。そういったところでは、私どもの予算といたしましても大幅に今年度そういった経費も盛らせていただいておりますので、各部に対してもそういったことを積極的に行ってくださいと言ふようなアナウンスもしております。そういったことで、可能性のある取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○上田修一副委員長

そういう形で予算的にもちょっと盛っていただいたというような形で、今後ですね、技術の職員についてはいろいろな形で精査していただきたいと思っております。

そういうことで、前回も一般質問の中で言われたように、専門職が少ないというような形をできるだけなくさせていただいて、そういう形にもすべて対応していただくと。

今現実には、技術屋さんでも病院とか教育とか検査室とか危機管理とかいう形で設計屋さんがばらけているように聞いてますので、やっぱり4階の仕事が仮にきちっとあるのであれば、それを網羅されるような形で対応していただきたいと思います。以上です。

(目5 恩給及び退職年金費) 発言なし

◎浜口和久委員長

審査の途中ですが、10分間休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

(目6 広報広聴費)

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、目6 広報広聴費について御審査願います。

御発言はありませんか。

杉村委員。

○杉村定男委員

広報広聴費についてお伺いいたします。事務概要書に、市民の声システム、市長への提案箱が本庁とか各総合支所、各支所、いせトピア、福祉センターなどに置かれておりましてですね、インターネット、市長への提案箱含めまして249件の市民の声が集約されておりますが、まず、その内容について、苦情、提言とか、その内容についてお示し願いたいと思います。

●世古口広報広聴課長

委員おっしゃられましたこの件数につきましては、市政の提案箱、またあるいはインターネット等で受け付けた市政への提案、苦情、御意見等々でございますけれども、その中には苦情あるいはいろんな問い合わせ等々ありますけれども、ちょっとその詳細な内容については、件数について把握してございませんので、またその辺のことについては資料があり次第御報告させていただきたいというふうに思います。

◎浜口和久委員長

資料ありますか。

●世古口広報広聴課長

失礼いたしました。その内容でございますけれども、提案が22件、要望が92件、意見が78件、苦情が37件、質問が10件、その他分類されないものとして10件ございます。

○杉村定男委員

ありがとうございます。その内容の中に急を要するもの、あるいはまた後ほどのものも

あろうかと思いますが、その対応、回答についてはどのような対応をされているのかお答え願えますか。

●世古口広報広聴課長

その回答の対応につきましては、急を要するもの、またあるいは、ある程度時間をかけて対応すべきもの等々ございますけれども、それはいったん回答させていただいた後に、急を要するものについては早速対応させていただいて、ある程度時間をかけてよいものに対しましては、その分について担当課等々と協議をさせていただいて対応することとして、回答させていただいているものでございます。

○杉村定男委員

急を要するものですね、個人が要望されている件につきましてですね、その場合は個人に対してどのような対応で伝えているのかお教えいただきたいと思います。

●世古口広報広聴課長

こちらのほうに御意見いただく内容につきましては、名前の書いてあるもの、あるいは匿名で来るもの、ございます。当然、連絡先がわかるものにつきましては、急を要するものについては早速、電話番号があれば電話等でも対応させていただきますし、メールであればメールで返信をさせていただく。そして、匿名のものに関しましては、それをインターネットのホームページで返事をさせていただきます。その御本人さんは内容を見ていただければ、その回答が御自分の出した質問の回答やとわかっていただけるものというふうには思っております。以上でございます。

(目7 情報化推進費) 発言なし

(目8 電算事務管理費) 発言なし

(目9 企画費)

○福井輝夫委員

ここで2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず、ふるさと応援寄附推進事業についてお伺いします。こちらの場合はですね、歳入のほうでの寄附金のところでも大分皆さんのべられておりますので細かいことは省きますが、確かに件数は非常にふえております。20年から23年まではだいたい五、六十件であったのが24年は317件、25年は687件と急増しておるといようなことで、確かに効果があるんだろうなと、皆さんがいろいろ関心を持ってみえるんだろうなということがよくわかっております。

当初予算は132万9,000円でございます。これが決算では214万3,000円ということで、決算で1.6倍の費用となっております。先ほどの効果等の関係もあろうかと思いますが、どのようなことでこれだけふえておるのか、何か特別なことをしたのか、ちょっとあれば

教えていただきたいと思います。

● 辻企画調整課長

おっしゃられるように、当初予算が132万9,000円から最終的に補正をいたしまして、大幅に補正をさせていただきました。これは先ほども御指摘をいただいておりますように、やはり、結構、御寄附をいただいて、その先ほど申し上げた特産品等の返礼といいますか、お礼の出費というふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

○ 福井輝夫委員

ありがとうございます。そういうことで、ふえるということは全体の額も増えとるということで非常に喜ばしいことかとは思いますが、ただ、この後の予算の部分では、予算があまり見込んでいないというようなこともございましたので、平成26年度の予算ですね。そういうことで、もっと積極的に呼びかけというのを、もっと具体的に、お金もそういう部分での予算も見込みながら、いろいろ積極的な推進をしていただきたいと思いますが、その辺の、今後の流れで少しちょっとお伺いしたいと思います。

● 辻企画調整課長

午前のほうでも御質問いただきまして、先ほどもお答えを申し上げましたけれども、おっしゃられるように結構いろんな場面ではPRもさせていただいておりますので、認知度、伊勢は昨年、遷宮もございましたので、いろんなところでホームページをごらんいただいたりして認知度も結構あるかと思いますが、さらに、でき得る工夫等できるところがあれば、そういうところでも積極的にPR等させていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○ 福井輝夫委員

ありがとうございます。この項はこれまでにしておきます。

次に、この地域審議会運営経費ですね、ここについてお伺いします。今回6,000円という決算になっております。これが25年度予算では173万6,000円というふうに見ておりましたが、単なる6,000円で済んでおるということなんですが、いろいろインターネット等でも調べてみますと、平成25年度は1回も地域審議会が開いていないのではないかというふうに見られます。その辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

● 辻企画調整課長

地域審議会に関しましては、私どものほうからの案件等もございますし、会長等とも相談をさせていただきながらというふうなところもございます。おっしゃられるように、昨年に関しましては、特にそういったところで案件はございませんでしたので、ただ任期としてはございますので、予算のほうは盛らせていただきましたけれども、結果として回数がなかったというふうなことになっております。以上でございます。

○ 福井輝夫委員

そういうことで、小俣も御菌も伊勢地域の部分もすべて0回だったということでございます。それで、今後どういうふうにしておくのか。先ほどの中で、地域審議会の中でふるさと未来づくりは一度もふれられてなかったと。まあ1回どういうものかということでは話題はふれたけども、ほとんど話し合っていないということでもございましたけども、やっぱり地域審議会、まだある内にいろんな面で活用していただきたいと思えます。

先ほどそういう部分での話もちよっとございましたので、それについてはお願いしたいなということと、26年の予算ですね、こちらのほうでは180万盛っておるということで、一応ただ盛っておるだけなのかということではちょっとまずいと思えますので、やはりそういう面で地域審議会についても少し見直していただけないかなと思えますけど、いかがでしょうか。

●辻企画調整課長

いろいろと御意見ありがとうございます。おっしゃられるように、いろんな活発な御意見いただければというふうに思っております。今年度におきましては、本会議場のほうでの御質問もございましたけれども、新市建設計画につきまして、合併特例債の延長のこともございますので、その計画の延長というんでしょうか、そういったことに関しまして、手続といたしまして審議会の皆様方にも御意見を伺うというふうなことを考えておりますので、そういった予算取りのほうもさせていただいております。今年度におきましては、そういうふうな予定もしておるところでございます。以上でございます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきましたので、私が聞きたいこともちょっと触れておられましたのでよろしいんですけども、この26年に入ってから、二見も御菌も、それから伊勢地域も1回しか開いておりません。

◎浜口和久委員長

福井委員。26年度の予算の範囲に入らないような形でお願いします。

○福井輝夫委員

はい、まあ回数だけなんで。

というようなことで、小俣は1回も開いてないような状況になってますけども、やはりそういう面では積極的に開いて、1人でも多くの方の意見をいただきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思えます。

先ほど、合併特例債のほうで5年延長したということで、こちらのほうも検討されるということです。こちらのほうも、ちょっともう一度確認ですけど、地域審議会も5年延長する可能性というのは、それはあると見てよろしいんですか。

●藤本副市長

この地域審議会につきましては、合併時にそれぞれの地域で課題が残っておると、それらの課題について話し合っていたとということで、新市の組織のあり方という方針があ

りまして、その中で合併後10年間というような位置づけがございます。ただいま委員のほうでおっしゃっていただきました、新市建設基本計画、まあ特例債の関係で云々という話もございますけれども、これからの組織のあり方、総合支所のあり方、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

ここで2点ほどお願いしたいと思います。

まず定住自立圏構想の事業が始まったわけですけど、成果表にも協議をしておることなんで、なかなか私どものほうとしては、内容はどのようなところを話されて、どのように進めるのかわかりませんので、その点を教えていただきたいと思います。

●辻企画調整課長

定住自立圏についてのお尋ねでございますが、昨年度におきましては、中心市宣言の後、協定の締結を行いまして、具体的にビジョンの策定というところで、ビジョン懇談会という組織を設けまして協議のほうを行っていただきました。それが事務の概要書に掲載をさせていただいた内容でございます。

そして、本年6月でございますけれども、そのビジョンのほうがまとまりましたので、皆様にもこういった形の共生ビジョンのほうをお配りさせていただきました。それにつきましては、こういった位置づけをさせていただきますと特別交付税等の財源的な補助も受けて、ますますこの定住自立圏の事業の内容のほうを充実できるということから、まず、この一旦は定住自立圏ビジョンをつくりましたが、毎年毎年これを更新させていただきたいと考えております。現在におきましては、事務レベルでまたさらに更新といいますか充実を目指して取り組みをしておりますので、また協定の内容の範囲内での取り組みになりますが、場合によっては、そのあたり協定の内容を変える必要がございましたら、また議会のほうにもお諮りしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○品川幸久委員

そういうことは、具体的なこういう事業をともに連携してやっていこうというようなところまではまだ、大まかの雰囲気だけで、内容的なことは決まってないということでしょうか。

●辻企画調整課長

はい、失礼いたしました。この共生ビジョンのほうには具体的に26の事業、項目のほうをあげさせていただいております。例えば、既にやっておる事業をもう一度位置づけをさせていただいたというところもございますし、例えば鳥獣の部分ですと、新たに、これま

で近隣市町のほうでもいろいろと困ったことをですね、この機会にということで話し合いというふうなことが始まったものもございます。申しわけございません。この共生ビジョンのほうに、いろんな分野、医療・福祉であるとか産業振興であるとか公共交通、人材育成等々で、現時点では26事業のほうをあげさせていただいとるところでございます。以上です。

○品川幸久委員

ありがとうございました。私もいろんな地域の議員さんとお話をする機会がありまして、例えば度会町さんなんかでいくと、もう今はちょっと獣害対策の問題をやっておいたらですね、今シカの肉なんかを利用してというようなこともやっておればね、ああ伊勢市の獣害対策と一緒にできるよねえとか。特に心配されとるのは、高校がだんだん行く生徒が少なくなって、伊勢市の場合は高校はたくさんあって、そこに寄っておるけど、鳥羽高であったり志摩高であったり度会高校であったり南伊勢としては非常に危機的な状況になっておるんだとか、いろんな話が出て来るんですよ。そういうところがまさに定住自立圏であるんで、一生懸命そういうところを話をして、できるだけいいように進めるようお願いをしたいと思います。

もう1点、公共施設のマネジメント事業について、今どのように進められておるか、お聞かせを願いたいと思います。

●椿情報調査室長

公共施設マネジメントの取り組みについてのお尋ねでございます。御承知のように、ことしの4月20日に総務省から、公共施設等総合管理計画の策定の要請がございました。これには策定にあたっての指針というのが示されとるわけでございますけれども、これに合致するような形で現在まで進めて来た取り組みの整合性を図りながら策定を進めておるといところでございます。以上でございます。

○品川幸久委員

私どものほうも、白書みたいなんを出されて、各地域における公共施設の、例えば効率性であるとか耐久性というのですかね、古くなってきたものをどうしようかというようなことも本に出されて、市民にも説明をされておるといようには理解をして、私どもも非常にいいことをやられとるなというふうに思っております。

他市に視察に行きますと、やはり同じときに、高度成長時代というかそのときに建てられたものが全部建てかえの時期を迎えておるといので財政的にも非常に厳しいことになろうかと。これを全部建てかえると非常に莫大なお金がかかるのでいところで、マネジメントも出されて、市民に、全部は建てかえすることは難しいですよということも含めて公表されておるといと思いますが、もうぼちぼちですね、具体的な例を出して進む必要があると思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

●椿情報調査室長

今、委員のほうから御指摘がありましたように、この公共施設マネジメント、公共施設

の維持管理の問題につきましては、高度成長期に集中して建てられました施設、これの老朽化が進んで建てかえ時期が迫っておるところから財政的な負担が大きくなるということで、今後、今ある公共施設ですとかインフラ、これを維持していくのが非常に財政的に困難であるというところが要因でございます。

取り組みとしましては、公共施設白書でその施設の現状でありますとか利用状況を把握させていただいて、現在はその取り組みの方針を決めておるところではございます。

基本的な考え方としましては、財政的な負担を減らすべく、建てかえの山ですね、これを平準化していくと、そのことによって財政的な負担を減らしていくということで、方針の策定を進めておるところでございます。以上でございます。

○品川幸久委員

今、山を平準化しとるというんですけど、やっぱりもうだめなところはだめにして、この施設はやっぱり残したいなというところは残してですね、そのところに目的を多様化して、一つの目的じゃなくていろんな目的を持たせた施設をつくっていかんと、やっぱり100あるやつを100建てるんじゃないかとね、やっぱり50にしてその中にいろんなものの機能を持たせていくということがこれから将来的に大事になるのかなと思っておるんですね。

1番いって問題になるのは、いろんなところで聞くと、どこが問題ですかというのと、やっぱり最終的にはね、市長には厳しいんですけど、市長のリーダーシップやと。市長の決断なくしてはこれは進まない。いつもあの市長答弁で言われると、皆さんの声も聞いてというふうに、非常に温厚的なことは言われるんですけどね、これではなかなか本当に進まないんでね。やっぱり思い切ったことを言ってもらってですね、そのかわり、逆に今までこの施設はこういう機能しかなかったけど、今度建てかえるとこはここになるけど、こういう機能も持たせるよというようにしっかりと話していただいて、進めていきたい、というふうに私は思っとるんですね。ですから、この市長の思いというのが非常に大事で、温厚的に、うんうんとみんなの意見を聞いてると、これは絶対進まないということがね、よその地域でわかるとるんでね、ここら辺は市長の思いを一言聞いて終わっておきたいと思えます。

●鈴木市長

公共施設のこれからの状況につきましては大変厳しい状況であろうかというように思っております。ただ一方では、これまでの各施設の稼働をいかに上げていくか、そういった努力も求めてくることも大事かなということも思っております。

現在、小学校、中学校やですね、これから幼稚園、保育所、また自治会の持つそれぞれ会館等につきましても複合化等のことが大事になってこようかと思っておりますので、ぜひ積極的に進めていきたいというように考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

若干重複をするようなんですが、避けてちょっと話をしたいなどこのように思っております。と申しますのは、定住自立圏の再生でございます。これは先般議会でもお示しがあったように、これから3市5町で進めていこうと、こういうことになつとるんですが、その3市は伊勢、鳥羽、志摩、町は5町でありますんで、明和、玉城、度会、大紀町、南伊勢と、このように3市5町で進めていこうと、こういうことなんですが、今、品川議員も話をしたんですが、26年の6月にこの冊子ができたと思うんですが、なかなかこれも具体的にまだこれから、話を聞いておりますと、協定の締結して、これからやということなんで、なかなか難しいとは思いますが、具体的に、私これ自分で感じるのは、この道州制のひとつ前の段階ではないのかなと、総務省のほうから交付税をつけてやっていこうと。そうすると道州制のような形に、まあようわかりませんが、移行していくんではないのかな。

伊勢市に置きかえると、ふるさとまちづくり未来会議、こういうようなことをこれで行っていくんかいなと。と申しますのは、これを全部見ておっても、各市町でしとる行政の中を一体的にやっていこうと。助け合いながらしていこうと。こういう形なんで、ふるさと未来づくりのような、まあ小さく言えばふるさと未来づくりのようなもの。大きく言えば、これが移行していったら道州制、もっと拡大していくかもわかりませんが、まあ総務省のほうはどういうふうにとるかかわらんけれども、なかなかこれ問題が、形としては非常に理想的でええんですが、具体的にになるとふるさと未来づくりでも、まだいまだに、ギクシャクしとるといふところもありますし、今、品川議員、いつもふるさと未来づくりでも話をしてるように、言うことが違ってきたり、いろいろ地域から出てくると。これを取りまとめていくのにはどういう形でこれからやっていくんか、そこら辺をちょっとお伺いしたいなと、このように思いますのでちょっとひとつよろしくお伺いしたいなと思います。

●辻企画調整課長

定住自立圏に関しまして、いろいろとお考えをありがとうございます。先ほどもおっしゃられましたように、定住自立圏構想といいますのは地方における人口減少、少子高齢化の急速な進行などを背景に、全国的な見地から地方圏での人口定住を促進していこうとする新しい広域的市町村連携の仕組みということでございます。

先ほどもおっしゃられましたように、私どももずっと経過の中で今に至っておりますけれども、中心市である伊勢市と連携市町、先ほどおっしゃられました2市5町でございます、とは相互に役割分担をする。連携協力することによって地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進することが目的とされております。ですので、先ほどちょっとおっしゃられました。ふるさと未来づくりでは、市内の中での住民自治の取り組みのような形ですね、ちょっと内容が違うかと存じます。

おっしゃられた道州制の話につきましては、何となく感覚はそうなのかわかりませんが、そのあたりちょっと明確にはお伺いもしておりませんので何ともちょっと申し上げにくいところがございます。

進め方につきましては、総会ということで、最終的には首長、この関係市町の首長で最

終的な決定をいただくということになっておりますけれども、その下には我々企画担当の課長が組織しておる会があったりですね、あとは外部の識者等17名。伊勢が10名で他の市町からも1人ずつ、17名のビジョン懇談会、先ほど申し上げましたが、そういったところでも御議論いただきながら、事務レベルといたしましては五つ分野がございますが、その担当課長が各市町集まって、まだ初年度始まったばかりですので、これから内容をさらに拡充といいますか、さらにバージョンアップしていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本正一委員

まあ、その当局の考え方はわからんでもないし、今の段階ではそういう答弁しかできやんと思うんですが、これは総務省がやっぱし音頭をとってやっとするということもございませぬので、やっぱし、先々、上のほうでは、僕の個人的な考え方ではそういう道州制なんかもある程度こう動きかけて、まあトレーニングみたいなのをしながら徐々にというような危惧も持っておりますんで、それが良い悪いはちょっと僕わかりませんが、やっぱし心してかかっていかんと、非常にやっぱし時間がかかる問題やと思うんですよ。書いてあることはまさにこの一帯が、この定住自立圏が一つになって、地域に行政をしていこんとこうということなんで、慎重に、ひとつええ形で市民全体また町民全体にしてもらいたいなど、このように思いますので、ちょっと質問をさせていただきました。御答弁ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。
辻委員。

○辻 孝記委員

少しお聞きしたいと思います。公共施設マネジメント事業に関しまして先ほど品川委員がいろいろ聞いていただきました。だぶらないようにと思っておりますが、今現在は方針を決めている段階だというふうなお話まで聞きました。一番大事なところは、この公共施設をこれからどうしていこうかということなんですね。先ほどもお話がございましたけれども、答弁ありましたけれども、公共施設の総合管理計画が必要になってくるかというふうに思います。その辺のところは、伊勢市としてどのようにお考えになっておるのかお聞かせください。

●椿情報調査室長

公共施設等総合管理計画の策定についてのお尋ねでございますけれども、総務省が示しておりますのは、おおむね3年程度でこの計画を策定しなさいということを考えているようでございます。私どもとしましては、27年度中にこの計画を策定したいというふうに考えております。総務省の考え方としましては、まず策定を、完全なものでなくてもいいから策定しなさいと。それから自由にブラッシュアップをしていくという考え方を示しておりますので、まずそういう考えにのっとりまして策定を進めていきたいというふうに考え

ております。以上でございます。

○辻 孝記委員

わかりました。伊勢は早くやっ払いこうということですね。当然、伊勢市としては、いち早く白書をつくられて、本当に評価しているつもりではありますけれども、つくって、それからどうするかが大事なことです、そのことろをお願いしたいと思ひますし、更新するべきなのか統廃合するべきなのか、また長寿命化を図るべきなのかということも含めながら継続的に考えていかなければなりませんし、また先ほども御答弁ありましたけれども、財源のところも考えながらやっ払いかないかんわけですから、ここはすごく大事に取り扱っていただきたいし、たくさんの方の意見をやっ払い聞いていただきたい、また議会にもいろんな御意見を聞いていただくような形をとっていただきたいと思ひんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

●椿情報調査室長

公共施設の管理計画につきましては、基本方針と基本計画という二つのステップに分かれております。この中で、基本的な共通整備方針でありますとか全体的目標、それと機能別、用途別、地域別の施設の具体的な整備方針を定めるようにということで指針が出されております。またあわせまして、財源的な裏づけにつきましても総務省のほうから示されておりますので、これにつきましても、財源的な活用ができるようであれば検討しながら進めていきたいというふう到现在のところ考えております。以上でございます。

○辻 孝記委員

ありがとうございます。たくさん意見を聞いてほしいということも含めてですが、例えば、こういった公共施設の管理計画をつくっていくのに、例えば外部に委託するとか、そういう考え方というのものもあるんでしょうか。

●椿情報調査室長

外部委託ですね、専門家の御意見を伺うこととか、またアドバイザーからのアドバイスをいただくということで業務委託をするということも考えてはありましたけれども、現在のところは庁内をつくっていくということを考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、総務省の示した方針では財政的な措置も示されております。策定に要する経費もうたわれておるわけですが、将来的には少しそういうことも検討していきたいなど考えておりますけれども、現在のところは庁内のほうでつくっていくというふうと考えております。以上でございます。

○辻 孝記委員

わかりました。いったんは庁内でやっていきたいというお話ですので、頑張ってくださいと思ひます。あと、ふるさと応援寄附金の話は午前中も言わせてもらいましたけれども、ここは出のほうでございますので、少しお考えを確認しておきたいと思ひんですが、先ほども聞かせてもらいましたが、新しい返礼の関係とかも考えていかないかなど

いうふうに思います。それで目玉にして、やっぱり伊勢にしかないものをお返しをさせていただくような形のものを考えるべきではないかなというふうに思っておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

●辻企画調整課長

午前中も御意見をいただきまして、おっしゃられるように伊勢の独自色、まあ歴史とか文化、現在の特産品もそういうところございますけれども、まだまだそのあたり開発の余地もあるのかなというふうには思っておりますので、またそのあたりはいろいろと検討もさせていただければなというふうに思っております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

辻委員に申し上げます。午前中も質疑があってダブっとる部分、それから福井委員からも御意見が出ておりますので重複しないような形で御質問をお願いします。

○辻 孝記委員

わかりました。簡単にさせてもらいます。

私が、以前に債務負担行為の中で、ようこそお伊勢さんキャンペーンのことがあってですね、そのときに答弁されたときに、木札を毎年毎年、来られた方に渡すとかいうお話がありましたし、そんな、伊勢に来ないとできないもの、来ていただくことはすごく大事なことですけれども、来なくても、今年は行けなかったなあというときに若干困ることもあるかと思っておりますので、そのときに、このふるさと応援寄附金を使ってその木札を手に入れたいとかですね、そういった発想とかもあってもいいのかなというふうに思っておりますので、そういったことをこれからの、今までは214万3,000円という金額が出ておりますが、もう少し出ていってもいいから入ってくることを考えていただきたいと思うんですが、そういったお考えというのはあったのかどうかだけお聞きしたいと思っております。

○辻 孝記委員

ありがとうございます。おっしゃられるように、そういった何と申すのでしょうか関心を寄せていただけるような仕掛けというのも大事かと思っております。そういったことも参考にさせていただいて、一度研究、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(目10男女共同参画推進費) 発言なし

(目11文書管理費) 発言なし

(目12情報管理費) 発言なし

(目13公平委員会費) 発言なし

(目14財政管理費) 発言なし

(目15基金管理費) 発言なし

(目16会計管理費) 発言なし

(目17財産管理費) ※目17財産管理費については発言はなかったが、山本委員から
目1一般管理費の部分についての発言があった。

(目1一般管理費)

○山本正一委員

目17財産管理費、ここでちょっとお尋ねをしたいと思います。いわゆる入札関係の話なんですけど、2点だけお尋ねをしたいと、このように思っております。「(入札」と呼ぶ者あり)ここでよろしいんやろ。ここぐらいしかないもんで。

続けます。1点は、入札参加資格はどのようになつとんのやと、これが1点です。それと、いわゆる社会保険の関係なんですけど、入札参加資格に社会保険いわゆる厚生年金とか健康保険、労働保険、総称して社会保険というんですけど、労働保険の労災とか雇用保険に入っておるか入ってないのか、それが入札参加資格になつとるのかと、これが1点。

それと、今、冒頭言いましたように、入札の参加資格で今回決算で歳入歳出をやつとるんですけど、建設工事、測量・建設コンサルタント、まあ建設工事と物品があるわけなんですけど、この174ページの成果表を見ておられますと、建設のほうは市内が162件、準市内が8件、それと市内支店が7件、県内が191件、県外が250件、トータルで618件。618件のうちに441これが県内、まあ市内以外と県外と、こういうことになっております。

物品は市内が388、市内支店が63、県内が278、県外が460、まあちょっとこれを見とつて、入札参加資格で、この県外、県内の伊勢市以外の人で入札に参加していただいて伊勢市にメリットがあるんか、税金を払ってもうとんのか、払ってもうてないんかということをもまず1点お伺いしたいと。

この社会保険の問題と、県内県外の業者が伊勢市に何らかの恩恵があるんかないんか、そこらへん、まず、ちょっとお聞きしたいんで。

◎浜口和久委員長

山本委員、すいません。山本委員の、費目では款2総務費、項1総務管理費の契約事務経費、このところで御質問をしていただく事項なんですわ。「(何ページ」と呼ぶ者あり)113ページです。このところで審査が終わっておりますので。「(ここでは、今はいかんの」と呼ぶ者あり)このところで審査が終わっておりますので、これはちょっとこの費目の中でというふうな部分には合いませんので控えておいていただきたい。「(今の、この中であるんとちがうん」と呼ぶ者あり)

すいません、暫時休憩します。

午後2時51分 休憩

午後 2 時53分 再開

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

管財契約課副参事。

●東浦管財契約課副参事

それではただいまの質問にお答えをいたします。入札の参加資格という御質問でございました。現在のところ本市におきまして入札に当たりましては、市内でできることは市内でというのを大原則といたしまして、市内の事業者を最優先とした入札ということでさせていただいておるところでございます。

それから、入札参加資格に社会保険の加入を確認しておるのかおらないのかというところでございますが、現在のところそういったことはいたしておりません。

それからもう 1 点、市外の業者が入札等で落札されて、それで市にメリットがあるのかという御質問もあったかと思えます。この件に関しましては、直接市税とかという形の納税という形にはならないわけでございますが、地方消費税という形でめぐりめぐって市のほうへも最終消費地という形で、そういった形での入といたしますか、そういったものはあるものと考えております。以上です。

○山本正一委員

めぐりめぐって消費税という形で入ってくるということなんですが、本当にめぐりめぐってということになるんですが、実は私このきょうの質問をするんに、社会保険事務所へ行っていろいろ聞いて来たんですよ。ところが社会保険事務所としては、ぜひそういう質問をしてほしいと。そういう質問をどこの町村でもしてほしいんやと。ということは社会保険に関しては届出制なんで、なかなかこちらからどうやこうやということではできやんのやと。しかしながら法律は、5 名以上おる会社は社会保険に入らないかんよと、こういうことになっておるわけやな。それで我々も厳しい中で社会保険、会社半分、本人半分でやるとるわけや。そうすると、こういう問題が起こってきたときにはどういう対応をするんやということなんですよ。社会保険、労働保険もこれは申請して入るだけなんで、申請したらわからんわけや。あなたとこも、その資格がなかったら入札に入れとるわけや。

そうすると危険な、入札でとって危険な仕事をしとる数少ない業者も中にあると思うんですわ。それが死亡事故なんかを起こしたときに、保険も入っとらん、なんにも入っておらん。そうすると恐らく遺族の方は訴えますわな、それは。何とかしてほしいんやと。

訴えたときに、その会社がおそらくそれを対応できやんということになると、こちらの仕事先やな、役所へ向けて恐らく訴えてくると思うな。そういうことになったときに、市がどういように対応していくんかなということなんですよ。

私はここまで言うつもりはなかったんやけれど、調べるとそういう事例がなきにしもあらずやと。そのために労災に入るわけやで。それをあなたとこは、今聞いとると、それも全然してへんのやということになるもんで。そうすると一般的に、それを正規に払っておる事業者と、払ってない事業者が一緒のスタートラインに立って入札をしとるというこ

とは、これはいかなるものかと。一遍ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

●東浦管財契約課副参事

委員おっしゃられるように社会保険の重要性ですね、そういった労働者を守るといいますかそういった部分は非常に重要なものであるというふうに考えております。こういった部分に関しまして、これまで他の自治体それから国県においてもなかなかそういった事例というのはなかなかなかったものと考えておりますが、ことしの8月からですかね、国のほうが建設工事に限りまして、また県のほうでもこの10月から建設工事に関してはそういった対応をしていくというふうに聞いております。伊勢市におきましてもそういった内容等も参考にさせていただきながら今後考えていきたいと考えております。

○山本正一委員

これ今あなたが8月やということなのですが、8月14日の毎日新聞に、私これコピーして持っとるんですが、(新聞のコピーを示す。)厚生年金逃れ指導強化ということで厚労省が指針を出して、厚生年金を逃れとるもんはもう徹底的にやるんやというような、こういう新聞記事が出ておりました。

あなたは今建設関係と言うけれども、一つ例にとると、高いところへ登る人がおるわな。いわゆる植木屋さんとか、これは植木屋さんは何百人、何十人使ってやってへんわ。恐らく小さいとこで、これも社会保険に入っとる人はおるし、恐らく僕ようわからんけど、皆入っとるとは思うんやけれども、そういう小さいとこで、上へ登って上から落ちたんやと。頭を打って亡くなったというときはどうすんのやという問題がありますわな。

そやで、これは僕は今までにもあなたらに、一体どうやと言うたら、これは実はまだそこまでいってませんのやということやけれども、そういう事例が起きたときはどうすんのやと。

そうすると、やっぱり伊勢は他市に先駆けて、やっぱりやらんならんとするんやわ。他市がどうやこうやという問題ではないと思うんやわ。自分とこへ火の粉が来たときにどうなるんやということを考えて、これは毎日仕事をしとるのやで、やっぱりこういうことはもう、先ほど杉村議員が質問もしたけど、緊急性がある問題やと思いますよ。日々皆仕事しとるんやで。その中で起こったことをどのようにしていくんやということですか。なにも難しい問題やないやんか。社会保険に加入しとらんだら入札には参加しませんよというだけのことなんやで。当たり前のことなんやで。当たり前のことをしてへんところがいかんのやで。そのいかんのをあなたらが許しとるということなんやで、あなたらもいかんということになるわけや。そやで責任の所在は最後はそれは来ますよ。

もうこれ以上言わへんけれども、やっぱりそこも速やかに対応もしていかんといかんと思いますよ。伊勢独自でしたものも、やっぱりつくっていてもよろしいやんか。

社会保険事務所はぜひやってくださいと言うとんのやで。もう、そういうことを声を上げてもらうほうがいいんですわと、こう言うとのやで。

まあ、そういうことが1点。それと今委員長のほうからも2点ということなんで、2点目に移りたいと思うんですが、その県外、県内、今あなたは、回りまわって消費税で戻ってくるということなんですが、これも簡単やと思うんですよ。伊勢市内へ営業所か支店

か、何かこうつくってもうたら金は落ちるわけやで。そうすると歳入の増収ということになりますやんか。

今まさに歳入が減ってきて、もうえらいことやということになつとるわけなんやで。だから、いかに歳入をふやすかということをやっぱり考えやないかんわ。

そうすると、伊勢でできるもんは伊勢でと、こういうことなんですけど、小さいものが大きいものを使うということもできるんですよ。仮に、大きな建設屋が伊勢にはないんやと。ところが伊勢の業者でそれを落とさせといて、また大きいところを使うということもできますやんか。できやんことはないんやで。うちとこが、小さいところが元請になって、大きいところを使いますよということではできますやんか。

そこにはやっぱりそういう決まりがあつて、この入札に入りたいなど、しかしこれはうちとこではできやんなということになると、その業者も商売やで、大きな業者とタッグを組みながら、うちとこ入札に参加したいけれども、あんたとこ受けてくれるかんと、こんな話で入ってくると思うんですよ。

その県外や県内でしとって・・・

◎浜口和久委員長

山本委員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

○山本正一委員

伊勢に何もメリットがないわ。それなら収入をどうやってふやすんやということやんな。そうですやろ。ちょっとそこの答弁を。

●東浦管財契約課副参事

ただいまの御質問ですが、最初にも申し上げたところではございますが、基本的な考え方といたしまして、まず市内の業者にできるのかどうなのかというふうな考え方のもとで、できるであろうという場合には市内での発注とさせていただいております。その中でちょっと難しい場合にはやはり市外に広げざるを得ないのかなというふうな考えでございます。

また、市内の営業所をつくってもらえるようにというふうなところもございますが、現在の経済情勢や人口動態といいますかそういった状況を見ますと、入札といいますのは必ずそれで受注できるわけでもございませんし、今、伊勢市が市外へ発注しておる業務等それだけで、それだけの営業所を出していただけるメリットがあれば出していただけるのかなと。ただ、そこまでというのはなかなか難しいのかなと、個人的には思っておるところでございます。

そのような中で、委員おっしゃられるようなそういった観点というんですかね、そういった部分をやっぱり念頭に置きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山本正一委員

それはあなたの個人的なという話なんやけれども、やっぱり発想の転換をせないかんと思うんや。松阪や津なんかはやっぱり自分の市に、その市に恩恵があるような業者、いわ

ゆる営業所とか支店をやつとると。それがメリットがあるかないは、あなたが決めるんやなしに入札に参加してくる業者が決めることなんやで。そういう制度をつくるかつからんかが問題や。あなたの場合はもう全然そこでもうシャットアウトやさ。それはやってみやわからんやろ。やってみて、ないんやということやったら、これはいたし方ないんやけど、やる前から、もうそれはメリットがあるかないかってあなたが判断しとる問題やないと思うんで、それは。業者が判断することやと思う。やっぱりそこら辺も踏まえて、頭をやわらかくして、こうあったらこうなんやということやなしに、私は冒頭、人事考課の話もしたけれども、一般の職員から上の人らを評価する、こういうような発想の転換をしていかないかんと思うんやわ。市長も若いんやで、やっぱりこう全体仲よくみんなが回っていくようにしていかないかんと思うな。

もうこれ以上答弁は求めませんが、ひとつ慎重に真剣に伊勢市がプラスになるように考えていただきますように、重ねてお願いして終わりたいと思います。

(目18車両管理費) 発言なし

◎浜口和久委員長

目18車両管理費の審査を終わります。

審査の途中ですが、10分間休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時16分 再開

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報戦略局長。

●森井情報戦略局長

失礼いたします。先ほど企画費、定住自立圏構想推進事業の項の中で、山本議員からの御質問の中で私どもの答弁におきまして道州制云々という部分がございました。その中で答弁がちょっと不明瞭でございましたので、改めて補足をさせていただきたいと思っております。

この定住自立圏構想につきましては、昭和40年代から進めてきました広域市町村圏協議会、これの仕事が平成20年12月に要綱が変わりまして、この定住自立圏構想ということに差しかわった新たな形での広域行政の形というふうに私どもは理解して進めております。その中で、このような道州制でありますとか、その他新たな国県市町を取り巻く制度の関係性を意図するものではないということは御理解いただきながら進めていきたいと思っておりますので、補足をさせていただきます。申しわけございませんでした。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(目19市民交流推進費)

◎浜口和久委員長

それでは、次に122ページをお開きください。
目19市民交流推進費について御審査願います。
御発言はありませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

コミュニティ助成のところでも前回も聞かせていただいたんですけど、宝くじ助成の話なんですけど、今、公民館の話で宝くじ助成の話が出ておるということは前の決算でもお話をさせてもらいました。

補助金の増額については、また教育費のところにあるんで、そちらのほうでお願いをしたいと思うんですけど、前回も言わせていただいたように、まあこの間の総務委員会でも出ておったんですけど、例えば宝くじが1,500万当たってもですね、工事が完了して入金をしなないとコミュニティ助成がもらえないということは、1,500万を何とか銀行かなんかで借りないかんというような話もあります。

また、宝くじ助成に惜しくももれてしまって自分たちの寄附金等々で賄わないかんというところ、やはりお金が足りないと。銀行で借りる利子もかかると。

例えば、市が利子補給をつくっていただいても市のお金が減っていくんではないかと。そういうところで基金を設立していただけるように前回もお願いをして、いろんなことをまた考えますわというような御答弁をいただいたんですけど、その点について見解をお示してください。

●沖塚市民交流課長

お答えさせていただきます。集会所の建設補助につきましては、前回、前年の決算特別委員会のほうで御質問いただきまして、さまざまな面で検討するというふうにお答えをさせていただいております。その結果、今、御発言にもございました利子補助、基金を設けての補助は設けないかという部分も検討はさせていただいたんですが、私どもとしましては今回その部分については見送りをさせていただきます、補助金の増額という形で今回、対応を考えるように検討させていただいたところでございます。

○品川幸久委員

できたらね、その基金の創設が難しいって、まあせえへんというようなことなんですけど、理由がわかっておれば、できたら市民の皆さんもそこら辺は一番よく聞いておられるところなんで、お聞かせ願いたいなと思います。

●沖塚市民交流課長

この内容につきましては、県内各市の事例のヒアリングもさせていただきます、見させていただきます。当該課の考え方といたしましては、まず、基金に関しましては複数年にわたり行政事務が必要となること。手続の関係で管理が必要になってくること、また

返還等の不履行があった場合の対応等がしにくいこと等を考えさせていただきまして、見送らせていただいたところでございます。

○品川幸久委員

今、非常に大事なことを言われたんですけどね。不履行の話が出ましたけど、今、ふるさと未来づくりをやっておるんですけど、おたくらは自治会っていうことをどういうふうに考えておられますか。お聞かせください。

●沖塚市民交流課長

自治会につきましては、地域自治の最も身近で、今現在、皆様のほうが地域自治の中の形として活動されておる大切な組織という形で認識をいたしております。

○品川幸久委員

その組織が不履行を犯すということを前提に、物事を考えるのは非常に危険なことやと思うんですけど、どうでしょう。

●沖塚市民交流課長

この考え方につきましては、金額の部分での補助ということで考えさせていただきまして、あくまでも貸し付けというような形になった場合には、やはり、そちらのほうの不履行という言葉は不適切でしたかもわかりませんが、返していただく部分が難しくなることを避けるために、今回、そういった貸付制度という部分は当初の段階からは見送らせていただいたというところでございます。

○品川幸久委員

あのね、今言われとることは、焦げつきがあったらどうのこうのとか、その話で入られたんやけど、ちょっと違うと思いますよ。

あなた方がやっておるふるさと未来づくり、これ、とんでいくような話やないですか。ねえ。それで、今、なぜこの公民館のところのコミュニティ助成をもらいにいっとるかというのですね、合併前の、まあ昭和の合併ぐらいですよ。そのときの、今の旧市にはそういう制度がなかったから、みんな町会事務所として自分たちがお金を積んで建てたということやないですか。

ほかのところは、みんな公の施設として委託管理してますよね。それが根本的な、今の中心の、まあ言うたら空洞化にもつながるといことを言われてもおかしくないと思いますよ。非常に冷たかった政策やったと。

この間のときも言わせてもらったけど、阪神大震災のときに、核となる自治会事務所の、なんで耐震診断に入らへんのやというようなことも言わせてもらったんですけどね。

それで、今よその事例と言うけど、よその事例はひょっとしたら、私も明確なことは言えませんが、もっと手厚く何かがあったんではないですか。

そうやなかったら、28地区からコミュニティ助成が出ておっても、全部の自治会がこれを出しておたらすごい数になってますよね。今まで伊勢市は何度も当たってますよね。

ですから、そういうように出すのが少なかったというようなことも一つあると思うんですね。ですから、事情は他市と違うんですよね。そうでしょ。だから、そこら辺も含めて、先ほど焦げつきがあるみたいな話をしましたけど、相手は自治会であるんで、当然、業務のことも言われました。銀行振り込みでもよろしいやないですか。しっかりと契約を巻いて。もし不履行が当たったときは土地も全部押さえますよと。そうすると、自治会の会員の人は、うちの町会がそんなことをするわけないという話になるでしょ。そんなことをしたら恥やと。そやでちゃんとしますわさ。だから、あまりちょっとそのね、不履行がどうのこうのと言うてくると、今聞いとる自治会の会長さんらはどう思うかというね。僕はそう思いますよ。今、未来づくりでも一生懸命、自治会中心に頑張っておられると思うけど、そこら辺はもうちょっと考えて、答弁していただかんと。

だれか責任ある方、ちょっと言うてください。

◎浜口和久委員長

副市長。

●藤本副市長

私も市としましては、なるべくリスクの少ない方法、手段をとっていくというのは自然な考え方でございます。そのために、この公民館の補助につきましては、これまで上限が400万であったかと思えます。今回、議会のほうにお示しをさせていただきましたのは、それを600万、それから防災の倉庫ということで200万、合わせますと800万の上限に上げさせていただいたというところでございます。この額については、いろいろ議論のあるところかもわかりませんが、県内のほうではトップレベルの額というところまで上げさせていただいたということは御理解いただきたいと思えます。

○品川幸久委員

今の話は、私も教育のほうで、補助金は教育のほうなんで、そちらのほうでもう一回、再度やらせていただこうと思うんですけど。今は基金の話で、例えば基金がだめなら利子補給をすとかね。やっぱりそこら辺のところまで、ちょっと考えていただきたいなど。要望ではないんですよ。そういうことは考えてもしかるべきやと思ったもんでね、そういう話をさせてもらって、別に、基金をつくったからといって、今、旧市にある自治会が全部、建て直すなんてことはしませんよね。当然、自分とこも原資を払わなあかんのやで、今一生懸命、寄附金を集めたり、今長いこと積み立てた修築積立金をもとに、そろそろ危ないなど。今防災の話も出てきて、備蓄もせないかんよねと。まちづくりするんやとどこが拠点になるかという、そういうところが拠点になるんで、やっぱり自治会の事務所というのは非常に大事なんでね。それが、市が全部、各町建ててくれるんやったらこんなありがたいことはないんですけど、やっぱりそれはできないんで、みんな頑張って、今も町会へ頭を下げてですね、皆さん、自分とこの公民館を新しくしたいもんでと言うて、今寄附金を集めとる途中なんでね。

そういうことも含めると、やっぱり何かの手だてだけはしてあげてほしいなという思いで質問をしたら、焦げつきという話が出たんで、実はそれは、自治会さんを余りにも信用

してないんじゃないかなというふうな議論をさせていただきました。まあ、じっくりと考えて、またいい答えをもらえるように検討してください。終わるときです。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。
辻委員。

○辻 孝記委員

私もコミュニティ助成事業補助金のことでお聞きしたいと思います。先ほど、品川委員が宝くじ助成のことでいろいろ言っておりまして、また自治会の公民館、集会所等の話も若干出ました。

コミュニティ助成に関しては、宝くじのほうの助成ということもありまして、いろいろと制限があるというふうに伺っております。特に建物とかそういったところになると当然制限があるかと思いますが、その制限というのはどの辺になるか教えてください。

●沖塚市民交流課長

宝くじ助成のコミュニティセンター建設についての条件等についてのお尋ねでございます。大きく分けて三つあるかと考えております。

一つにつきましては、まず申請段階で、自治会の公民館であるということでございますので、自治会の総会等で建てることの総意が決定しておること、これ1点目でございます。

そして二つ目、三つ目になるんですが、今、御質問にもございました土地と建物の部分になります。土地につきましては、そちらの土地の土地登記簿謄本を提出することになっておりまして、そこに記載の権利者の方々の全員の承諾を得ていることというのが条件になります。

建物に関しましては、建設後、その建物が認可地縁団体として建物の保存登記がなされることと、大きく分けてこの3点が条件になろうかなというふうに考えております。

○辻 孝記委員

わかりました。ありがとうございます。先ほど、土地に関しましては、要するに名義が載っておられる方全員と。先ほどの自治会の関係になりますと、昔は認可地縁団体というのがなかったものですから、名義がその自治会に所属されとる方の大半の方が名前があがったり、代表者の方があがっていたりとか、そういったさまざまな傾向があるかというふうに思います。

そのところの整理というのが、なかなか大変になっているかというふうに思っておりますが、その辺は、市としてはどのようなアドバイスとかですね、言われているのか教えてください。

●沖塚市民交流課長

認可地縁団体の事務につきましては、私ども市民交流課で承っております。そちらのほうにつきましては、私どものほうでその手続をさせていただくわけなんです、認可

までの、その移行支援というものについては現在行っていないのが現状でございます。

○辻 孝記委員

わかりました。支援はされていないということですが、大事なところというのは、名義を変えたくても変えられないというのが現実には一番難しいところだと思っております。認可地縁団体になるためにも当然、不動産等のものがなければいけないということもありましょうが、そういったことを含めて支援をしていかなければ、認可地縁団体にもなれないというふうになりますし、お名前が列挙されている所有権の関係ですね。列挙されていると難しいというふうになると大変なことになります。

私も先日、ある自治会の方から御相談を受けまして、182名の名前が列挙されておりました。登記簿をあげてみましたら、182名の名前が全部あがっておりました。これちょっと大変な作業だなと。その登記が大正4年に出ておりました。登記がされておりました。

そうすると、その方々は多分もう今はいないのかなというふうに思っております。そうすると、当然、相続権の関係が出てきますから、そここのところの整理をやっていかなければいけないというふうに思っているんですね。そこはやっぱり、なかなか自治会の方々が、まあ法的な部分とかそういった登記関係のことに詳しい方であれば、ある程度のことはできるかわかりませんが、それにしても相続の関係が入ってくるとなかなか厳しいかというふうに思っておるんですが、その辺のところを市としてアドバイスとか応援できる体制というのは考えられないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●沖塚市民交流課長

その部分については、今、司法書士さんとか、それぞれ御苦労されて対応していただいてから、うちのほうへ申請手続きのほうを持って来ていただいておるか認識をいたしております。今後の支援制度についての考え方等についてなんですが、来年、平成27年4月に地方自治法の改正によりまして、認可地縁団体が所有いたします不動産にかかる登記の特例というものが創設されるというふうに総務省のホームページには記載をされておりました。それによりまして、今御発言もございましたように、相続等の問題で複数の名義人等に権利が及んでいる複雑な部分を、一定の手續等をとることによりまして認可地縁団体一本での登記ということに変更できるような制度になるというようなことで書いてございました。詳しい手續等につきましては今後またホームページ等で総務省の省令等という形で出てこようかと思っておりますので、またその辺がわかりましたら、認可地縁団体の方々等にお知らせ等してまいりたいというふうに考えております。

○辻 孝記委員

わかりました。その辺ですね、総務省の関係で、平成27年4月からそういう方向に変わるということで話が出ておるといふふうに伺いました。先ほど言わせてもらったとおりですね、共同墓地であったりそんなことがあって、こういう法律の関係が変わってきたというのがありますから、その辺を認可地縁団体だけじゃなくて、地縁団体の方々、ほんとに自治会の方々に、こういうのがあるんですよということと、今後はこういう方法がとれますからということをしつかりと周知をしていただきたいと思いますし、その辺の応援を

しっかりとバックアップできる体制を行政のほうもつくっていただくようなお考えがあるかどうかだけお聞きして終わります。

●沖塚市民交流課長

いずれにいたしましても、認可地縁団体の法律等の改正内容、詳しい内容を省令等で私のほうで見させていただきまして、丁寧に地域の皆様のほうの対応、相談等についでいきたいというふうに考えております。

(目20自治区振興費) 発言なし

(目21国際交流事業費)

○世古 明委員

国際交流推進事業の中で、概要書を見させていただくと、外国人住民への支援ということで、外国語の防災ガイドを6カ国語、配られております。伊勢に、689世帯に配ったということなんですけど、人数と割合等、国別的にわかっておれば教えていただきたいと思っております。

●沖塚市民交流課長

こちらのほう世帯、今、議員御発言いただきましたように689世帯に送らせていただいたところでございます。国につきましては、この中の世帯別の国という形では把握はしておりませんが4割程度が中国の方々、そして残りの15%ぐらいが韓国、朝鮮の方々、そしてブラジルの関係の国籍の方々が15%というような形で認識しております。

○世古 明委員

ありがとうございます。配られておる中で、国別でいくと大体網羅されておるといことなんですけど、この外国人の方、特に災害時のことを最近、話題が出るんですけども、文化の違いもありますし、また日本語的表現というのは非常に私らはわかりやすいんですけど、外国人の方から見ると聞きなれないとか、わかりにくい部分があって、最近はやさしい日本語とかいう話が出てますけど、その辺は考慮されているのか教えてください。

●沖塚市民交流課長

今回送らせていただきました防災ガイドにつきましては、6カ国の言葉で対応できる内容となっておりますので、それぞれの国の方々の言語のガイドを送ることができました。

なお、これにつきましては、なかなかすべての外国の国籍の方々用のパンフレットをつくっていくというのは難しい部分でございますので、そういった場合に、日本語ではありますけど平易なわかりやすい言葉で、そして、ひらがなをたくさん使ったような形で、難しい漢字等は使わずパンフレットの内容をつくらさせていただきますので、それを外国語の皆さんにわかりやすい日本語という形でつくらせていただいで対応させていただくと

ころでございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。概要書に避難所の説明会ということで、これも非常に大事なことかなと思いますけど、マニュアルで、避難所の練習のときは部署の人が対応されているかわかりませんが、災害になったらすべてその人が対応できることもないと思うので、だれでも、そのような外国人に対応できるような体制をとるのが大事かなと思います。

それと、国際交流推進事業というのは外国人の方だけでなく、国際交流の関係もされているということなんですけど、この割合的には、全体の決算の中で比率的にはどれぐらいになるのでしょうか。

●沖塚市民交流課長

決算的な割合についてでございますが、金額的なベースでお答えをさせていただきたいと思います。この外国的な、多文化共生という部分と国際交流部分という形で今年度は予算を分けさせていただいたところでございます。昨年度の決算ベースにおきましては国際交流の部分で約半分、予算ベースで分けさせてもらった部分、国際交流155万、多文化共生が248万という形で予算ベースでは分けさせていただきました。

25年度は一つの中でさせていただいておりますので、割合的にはこの割合でさせていただいておりますという形でございます。

(目22コミュニティセンター費) 発言なし

(目23防犯活動推進費)

○鈴木豊司委員

防犯灯の関係につきましてお聞かせください。今LED化を進めてもらっておるんですが、市内の防犯灯は事務の概要から、1万3,000弱の防犯灯に対して電気代を出していただいておりますということで、それぐらいの設置があるのかなというふうに思っております。平成25年につきましては1,039基のLED化に支援をしていただいたということなんですけど、市全体での進捗率と最終目標、何年度に何%まで達成したいというような、そんな目標があればお示しをいただきたいと思います。

●山口危機管理課長

蛍光灯防犯灯からのLED化につきまして、市では平成24年度から、おおむね10年間で市内にある防犯灯をLEDに変えていきたいというふうに考えております。そして、平成25年度は1,039基を変更していただきまして、その時点で全体が1,735件になりまして、25年度末で15.1%のLED化をしているところであります。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。24年から10年間に市内のすべての防犯灯につきましてLED化

を進めるということで理解をさせていただきたいと思うんですが、これ当然、地域の負担も出てまいりますので、それぞれの地域の財政力も当然あるかと思えます。

10年間で100%ということなんですが、そのような10年間の最終年度ですね、10年に重きを置くのか、またあとの100%に重きを置くのか、少々10年過ぎても支援をいただけるのか、その辺はどうなのでしょう。

●山口危機管理課長

ただ今、防犯等LED化への目標年度、おおむね10年間というふうにお答えさせていただきましたが、できるだけ早い段階で達成していきたいというふうには考えておりますが、市及び自治会にとりましても予算のこともありますので、一応年次計画的には行っておりますができるだけ早い時期に取りかえるため、毎年度の予算の中でも再配当を行いながら増加をしていっているところであります。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

防犯活動推進費のところでお聞かせいただきたいと思えます。以前、私、一般質問で空き家対策についてお伺いいたしました。そのときの御答弁を聞きますと、条例を考えていきたいというふうな御答弁をいただきました。その後、どうなっているかだけ、まずお聞きしたいと思えます

●森田都市計画課長

26年度から空き家対策の事務局を担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。条例につきましては、さきの新聞記事でもございますけども、秋の臨時国会に空家等対策の推進に関する特別措置法案を提出しようとする動きがあると報道されてございます。この動向によりましては、市の条例が必要かどうか、またその条例の内容が変わってきますので、国の動きを見てまた進めていきたいと考えております。

○辻 孝記委員

確かに国会のほうではそういう動きがございますけれども、次の臨時国会等でもそういう動きがあるというふうに伺っております。でも今現在305自治体がこの空き家条例等をつくられておられるというふうにも伺っておりますので、そういったことを考えると、法律が決まって、その中身、最終的にはまた条例をつくらなければいけないこともあろうかと思えますが、どこまでそうやっていくのかっていうことを考えていかないかんというふうに思えます。

今、動向を待つてというお話ですけども、そうしたら、どこまで。以前、自治会のほうに伺いますと、それぞれ調査がもう入ったというふうには聞いておりますが、これはですね、空き家、空き地に関しましては、もう日進月歩、どんどん進んでいく状態になってい

るかというふうに思っておりますし、防犯上を考えても大変危険なものだというふうにも思っております。

例えば放火とかそういったことが起こってはいけませんし、ごみ屋敷になってもいけませんので、そういったことを考えると、その辺の管理とかいうことをどこまで市がかかわっていいのか、その辺のところはどういうふうにお考えなのか教えてください。

●森田都市計画課長

まず、条例につきましてですが、国の動向を見てというふうには言わせていただいたんですけども、この9月の法案のこともあるんですけども、それと並行して条例については取り組みを進めさせていただきたいと、このように考えております。

その条例につきましては、これから内容についてはいろいろ検討していきたいと考えてございますので、またある程度の案ができましたら議会のほうにお示ししたいと、このように考えております。

(目24交通対策費)

○杉村定男委員

交通対策費、駐輪場管理事業並びに整備事業についてお聞きいたします。宇治山田駅や伊勢市駅では、鉄道を利用する通勤者あるいはまた学生以外で駅周辺の駐車場に自転車をとめる人がたくさんあると思います。特に、宇治山田駅周辺の路上には多くの自転車があふれておまして、現在まで、いろいろな問題になったところだと思います。

一方、放置自転車対策や宇治山田駅周辺の駐車場整備には、これまで議会にもいろいろと報告されてきましたが、まず25年度の実施されました取り組みについてお伺いしたいと思います。

●岡交通政策課長

平成25年度の取り組みということでございますが、大きく二つございます。

一つ目は駐輪場の整備でございますが、2カ所の整備と1カ所の改修をいたしました。2カ所につきましては、大喜さんの前の第1駐輪場、それから観光文化会館西側の第4駐輪場の整備、設置をいたしました。それから、第三銀行前の第3駐輪場につきましては、以前の駐輪場を改修させていただきました。

2点目といたしまして、放置自転車対策のために、昨年の6月議会で議決をいただきました、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例を可決いただきましたことによりまして、その公布と同時に施行いたしました内容といたしましては、いろいろな検討をしていただく協議会の設置であったりとか、あと放置禁止区域の決定といえますか内容を決めていただいたと、こういう内容が25年度の取り組みでございます。

○杉村定男委員

ありがとうございます。よくわかりましたんですが、お聞きしましたように25年度の取り組みとして駐輪場の整備と条例の公布があったわけでございますが、現在のように第1

駐輪場ですか、大喜さんの裏、僕も時々通らせてもらうんですが、非常に自転車が路上に煩雑に出ておりましたして通りにくい状態でありました。

現在は、その条例の施行によりまして、その駐輪場がきれいになりまして、路上に自転車がなくなっていると確認させていただきましたし、駐輪禁止の看板もあったように思います。議会の報告では、大喜さんの裏の駐輪場は7月1日をもって閉鎖と聞いておりますが、そのところを確認させていただきたいと思います。

●岡交通政策課長

大喜さんの裏の駐輪場につきましては、7月以降の段階でできるだけ早い段階で閉鎖をしたいというふうに御報告をさせていただいてきたところでございますが、最終的結論としましては8月12日付けで閉鎖をさせていただきました。

その前に、いろいろなことをこれまでも報告させていただいておるんですが、その段階で、4月1日の段階で長期放置の状態の自転車が約80台程度あるということが判明いたしましたので、条例に基づきまして粛々と撤去を進めた結果、69台の放置自転車を撤去いたしまして、先ほど申しましたように8月12日付けで閉鎖をいたしまして、あわせて、放置がされないように、駐輪がされないようにサインタワーをあそこに並べさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○杉村定男委員

わかりました。8月12日ですね、ちょっと誤解をしておりました。そこで、その駐輪場にあった自転車を69台撤去したとありますが、その辺自転車の、使えるもの使えないものより分けはどのようになっておるか、お示し願いたいと思います。

●岡交通政策課長

まず、撤去いたしました自転車につきましては、最終的には所有者の調査もいたしまして、あと盗難自転車については警察で調査いたしますので、盗難自転車については警察当局にお渡しをする。それから所有者の判明したものにつきましては、各所有者に通知をいたしまして、取りに来ていただく。最終的に、それでも反応しない方については、6カ月後に市に所有権が移るという形の中で、その中で機能がもう損失している自転車と再利用ができるかもしれない自転車に分かれていくのかなというふうに考えております。

○杉村定男委員

よくわかりました。ところで、撤去した自転車、これは半年後には市の所有権に移るわけでございますが、今後その費用をどうしていくのか、鉄くずとして売っていくのか、また山本議員からもいろいろ意見もいただいておりますが、売れるものは再利用して売っていくのか、そのこのところの判断をもう一度お聞きしたいと思います。

●岡交通政策課長

さきの産業建設委員協議会のほうでもアドバイスをちょうだいいたしましたように、その後、そういう事業者さんと調整をさせていただいております。まず、これまでは、すべ

てタイヤもついた状態ですとなかなか厳しいということもございました。ですので、今現在、タイヤをはずしてお渡しができるかできやんかということも、管理会社も含めて今調整をさせていただいております、まず実験的に今やってみようというふうにして進んでおります。

それから、再利用や販売ということに関しましては、特に販売に関しましては製造物責任法、俗に言うPL法ですが、それとか民法の関係の課題もいろいろございますので、現在、他の行政の取り組みも参考にしながら調査をしておりますので、今後、半年の間にいい形になるように検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○杉村定男委員

よくわかりました。ありがとうございます。一つ一つ解決して、なるべくこの費用負担が少ないように、また有効利用できるように取り組んでいただくことをお願い申し上げて終わりたいと思います。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

私のほうから交通安全の関係でお聞きしたいと思います。その中で自転車の事故ですね、以前にも質問もさせてもらいましたけれども、自転車事故でやっぱり加害者になってしまうと大変なことになるとということも含めて、当然、被害者も大変ですが、そののところを聞かせてもらいましたことがありました。

以前から考えますと、さまざまな自転車の事故に対する、加害者になったときの保険等が案外充実されてきたのかなというふうにも思っておりますが、その辺の啓発というのはどういうふうにされてきたか、お聞かせください。

●岡交通政策課長

今、委員仰せのとおりですね、今、全国各地で自転車による事故によって数千万の損害賠償請求が確定しているということも認識いたしております。それを受けて、今、各学校等でも交通安全教室等もさせていただいておりますが、これまでそういう説明がなかったんですが、その御指摘もちょうだいする中で、こういうお金がかかるよということの可能性も含めて、そういう加害者責任という位置づけも含めて、安全教室の中でそういう啓発もさせていただいております。

○辻 孝記委員

しっかりと啓発のほうと、それからやっぱり安全運転ということをしつかりと啓発してもらうのが1番大事かなというふうに思っております。加害者にならないということも含めてですが、また被害者にならないということも含めて、しっかりと安全運転を啓発してもらいたいと思いますし、これ、もし最悪の場合ですと自転車であっても最高5年の懲役

ということもございますので、そういうことがあるとまた民事訴訟の中では何千万という話が先ほどありましたが、結局、保険に入っているよう返さんという、よう渡せないということがあって、もう自己破産しないと生きていけないということが起こってきます。そういったことを教育的な啓発も含めてですけども、これから取り組む方法というのは考えておられるのかどうかだけ聞きたいと思います。

●岡交通政策課長

先ほど保険の関係も触れて交通安全教室で啓発させていただいておりますということもお答えさせていただきましたが、今の御趣旨も踏まえながら交通安全対策協議会も含めて、啓発の中で一所懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

端的にちょっといきたいと思います。コミュニティバスのことなんですが、前も外部点検の結果、こういう意見をもらっております。公平性については、交通弱者に対してこの事業を設けることで公平さを考えると地域の格差があると。また事業改善としては、老人バスも含めて一考願いたいというふうな御意見をもらっておりますが、その後どのように展開をしたか教えてください。

●岡交通政策課長

さきの予算の委員会のときも触れさせていただいたんですが、平成26年度において公共交通会議等の中で検討させていただきますというふうに述べさせていただきました。

一方で昨年12月に交通政策基本法が制定されたことに基づいて、まちづくりと公共交通という視点が検討の中で考えなくてはならないようになってまいりました。

ですので、今26年度においては現在のバスの利用状況等も踏まえた上で、今後、協議会の中に幹事会、ある意味ワーキング的なものを設けまして、その中で路線バスも含めた部分で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○品川幸久委員

ありがとうございます。もう一つ、自主運行バス事業ですね、ここのところで少しお聞きしたいと思います。これは沼木地区で始められたもので、最初ふるさと未来づくりもあって、私としてはふるさと未来づくりが自主的にですね、中で、例えば会社を定年でリタイアした人たちとか、みんなが集まって、私ワゴン車持っとるで、もしそういう交通弱者の人がおったら乗せたるわってというような形で、対価的には通貨券くらいは渡すということで現金はなかなか渡せないんでというんで、この取り組みができたらすばらしい話やなというふうに思っておりましたが、やっぱり、ふたをあけてみると市の事業になって、ふるさと未来づくりは離れて、提言をいただいたということで、今、委託業務としてふるさ

と未来づくりに出されておると。それも、車もそこじゃなくって、市のほうが2台新しいものを買ったというようなことで、私もちょっと自分の思っておった、将来的にコミュニティバスもやめて、ふるさと未来づくりが完成された後は全市的にこういうことをやったら、お金もかからんでいいんやろなと思ったんですけど、ちょっと思いが外れてしまったのが事実です。

その中で、バスの料金についてですけど、最初はコミュニティバスに準じるというふうな話があったんですけど、いやそれを100円にするというふうなことがあって非常に不可解な気持ちがございます。その点についてお聞かせください。

●岡交通政策課長

料金の部分の御質問でございますが、当初はコミュニティバス、おかげバスと同様の料金体系で考えておりますというふうに報告させていただき中で、まちづくり協議会のほうからの要望書という形で100円にしてくださいという要望書があがってまいりました。それに基づいて庁内で検討した部分でございますが、そのときにも説明をさせていただいたわけなんでございますが、やはり市内での路線バスの利用者の料金体系の中で、1番、沼木地区のほうは端っこのほうになりますので距離が長いということで、市内全体の中での、まあ100円にすることによって、おおむね全体の1番高い料金とそろうんではないかということが大きな要因としてですね、ほかにも要因ございますが100円という形での料金設定をさせていただいたところでございますので御理解賜ればと存じます。

○品川幸久委員

今後、100円というのが委託のほうとつり合うのかどうかというところをしっかりと検証してほしいと思います。私になぜそこにこだわるとかというところ、コミュニティバスのときにも言わせていただいたんですけども、例えば200円のを100円にするというのは非常に喜ばれますよね。それは簡単な話なんです。ですけど、いや、ようけかかっただもんで100円を200円にするっていうのは非常に努力が要るということですね。市民サービスで値上げするということは非常に難しいことです。ですから市民サービスを下げていくっていうことは、市民が本当に喜んで、ああ安くしてくれたな、ありがたいということになるかと思うんで、最初のスタートがそこで入ると次のときに困るんではないかという、そういう気持ちをいつも持ってます。

ですから、そういう値段設定のときに、住民の方が言われて、やられて、100円にされたんでしょ、それは。じゃあそのうち、コミュニティバスも、みんなが出したら100円になるんか50円になるんかわかりませんよ。だからそういうことで、ある程度のところだけはしっかり守ってですね、それで、運営としてはこんだけの黒字が出るんやでもうちちょっと安うできるよなというようなところが普通やと思うんですね。そこら辺を何の検証結果も出てないのに、そこら辺から入ることが非常に私としては納得いかないという部分があるんでね、そこら辺はどうですか。

●岡交通政策課長

そのときにもお話しをさせていただいた部分がございますが、今、最高料金の話をさせ

ていただきました。路線バスで乗り継いでいかないと駅等のステーションに行けないということも一つの大きな理由やったわけなんです、これが例えば、おかげバス等を乗り継いで同じような条件になったときには、やはり、今、議員さんおっしゃっていただいたような料金をそろえるってということも当然、検討の対象となってこようかと思っておりますので、そういうことも含めて、今後、認識をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○品川幸久委員

一応、公共の持つとるもんなんでね、そこら辺のところの線引きだけはしてほしいと思います。それやったら別にね、回数券でも渡してその分を補ってあげればええわけで、そのところで一律幾らというふうに決めたのはいかがかなと、私はそのように申し上げたと。ただ、先ほども言わせていただいたように、高いものを下げることは簡単であっても、低いものを上にあげるということは非常に努力が要るということだけ申し上げて、終わっておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

駐輪場の件で1点だけ質問させていただきたいと思っております。今、杉村委員から概ね質問がされた内容については一応理解をさせていただきました。特に、今回のこの概要書の中で、第4駐輪場を1,500万かけて、今、整備をしていただきました。特に、そういう意味では宇治山田駅前の周辺の駐輪場、大喜のところに付きましても私見てまいりました。非常に今まで2列で散乱しておったのがほとんどきれいになって、非常に市民の方も通しやすい状況になってきております。

そこで、この第4駐輪場、今回1,500万かけて新しい駐輪場をつくったんですけれども、大体140台から150台ぐらい収容できるわけですが、現状何台くらいとまっておりますか。ちょっとわかれば教えてください。

●岡交通政策課長

これまで見させていただいた中では、自転車20台程度、原付は本当はとめられないんですが1台という状況がレベルかなという状況でございます。

○中村豊治委員

百四、五十台が収容できる駐輪場ですね、非常にきれいな駐輪場ができておることはもう御案内のとおりですね。それが20台、原付が1台、もう本当に3分の1にも満たない状態で、今使っていないですね。だから、あれだけきれいになったこの駅前の状況ですね、あそこをもう少しやっぱり市民の方にPRをしてですね、自転車、バイクが使えるような方法をこれからやっぱり検討してもらわなければ、シルバーの方があそこでいろいろ働い

ていただいておりますけれども、非常に汗をかいてやっていただいております。これは正直申し上げます。

ただやっぱりあそこの部分をですね、観文の西側のあの部分をあれだけあけておるということについては非常に私はいかなものかというぐあいに思いますし、1,500万かけた経済効果というものはこれは出ておりません。もう一度、どういう方法であそこを活用するのか、御答弁いただきたいと思っております。

●岡交通政策課長

委員仰せのとおり、多額の費用をかけさせていただいて整備をさせていただきました。

一方で、今これまでもいろいろ検証する中で、あの自転車が非常にあふれとった状況の1番大きな要因というのは皇學館大学の名張校舎が伊勢へ来たときのタイミングから非常にふえたということが判明いたしております。

今、自転車等の駐車対策協議会の座長も皇學館大学の先生にお願いさせていただいております中で、大学生の方々にも協力していただきながら周知を図りながら、第4駐輪場の利用促進を図ってまいりたいというようなことも、今、現在検討させていただいておりますので、今まだ夏休み中でございますのでしておりますが、今後そういう取り組みを積極的にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村豊治委員

ぜひ学校とタイアップをして、この問題については早急に対策をとっていかないかと思うんですよ。例えば、今、皇學館大学だけ言われたんですけれども、伊勢工業の方とか、例えば山商の方とかいろんな方があそこへとめておられますね。そういう意味では高校の学校とも相談をしていただいて、そういう対応策をとっていくということで、これから精力的にやっていただきたいというぐあいに思いますので、よろしくお願いたします。

●岡交通政策課長

そのようにさせていただきます。ただ、高校生の場合は有料の預かり所に預けてみえる方がかなり多くございますので、今、大学の名前を出させていただいたのは学生さんが非常に多くとめられているということがございましてさせていただきましたので、今のお話も含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(目25諸費) 発言なし

◎浜口和久委員長

目25諸費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時09分 再開

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

私申し遅れましたが、本日の審査の途中で目17財産管理費につきまして、山本委員から入札参加資格の件で御質疑がありました。この部分につきましては、款2項1目1の契約事務経費というふうな部分でございまして、費目が違うところでの御質問でございましたが、休憩中に皆様方と御協議の結果、御質問を受けさせていただきました。

あすからは、皆様方このようなことがないように、よろしくお願いを申し上げます。

お謀りいたします。本日はこの程度で散会し、22日午前10時から継続会議を開き、款2総務費、項2徴税費から審査を続行したいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定し、進めさせていただきます。

また、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承ください。

それでは、これをもって散会いたします。どうも皆さん、御苦勞様でした。

散会 午後4時10分

上記署名する。

平成26年9月19日

委員長

委員

委員